

## 「北区子ども・子育て支援計画2020」の基本的考え方(案)

### 1 基本理念

子どもの笑顔 輝く北区  
家庭や地域の元気が満ちるまち

「子どもの笑顔」には子どもの育ちへの支援、子どもの人権が守られることが象徴されており、「家庭や地域の元気が満ちるまち」には、子育ての基本は家庭にあるとともに、地域の人々や企業の協力・参加なくしては成り立たないため、この双方の元気が子育てに重要な役割を担っていることを示しています。「輝く北区」は、「子どもの笑顔」「家庭や地域の元気が満ちるまち」がそろって初めて北区が輝いてくるという思いを込めています。

【変更前】文言の標記の順番を変更

“すべて”の子育て家庭への支援

“まちぐるみ”での子育て支援

“子育て”への支援

### 2 基本的な視点と基本方針

#### (1) 基本的な視点

子どもの人権を尊重し  
「子どもの最善の利益」の実現を目指す

- 子どもたちがもっている自ら育つ力を引き出すための支援とともに、子育てをしている保護者への支援が必要です。

【変更前】子育てをしている保護者への支援とともに、自ら育つ力を持っている子どもたちの力を引き出すための支援が必要です。

これを進めるには、児童の権利に関する条約( )にもある「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」を4つの柱とした、子どもの基本的な人権を尊重することが重要であり、この子どもの基本的な人権の尊重が「子どもの最善の利益」へとつながっていきます。

- そのため、北区では、子どもの人権の尊重を基本的な視点とし、すべての施策を展開していきます。

#### (2) 基本方針

##### “子育て”への支援

北区のすべての子どもに対し、心身の健全な成長と自立に向けた支援及び居場所となる環境づくりなどに取り組みます。

##### “すべて”の子育て家庭への支援

- 経済力や家族形態、年齢等の子どものおかれた状況を踏まえ、すべての子育て家庭に隙間のない支援、妊娠・出産期からの切れ目のない支援をしていきます。

【変更前】経済力や家族形態、子どもの年齢に関係なく、すべての子育て家庭に隙間のない支援、妊娠・出産期からの切れ目のない支援をしていきます。

##### “まちぐるみ”での子育て支援

- 地域の人々が主体的に子育て支援の活動に参加し、その力を最大限に発揮できるよう“地域”と“行政”が協働し、まちぐるみで子育てを支援する環境づくりを促進します。

平成 30 年度第 3 回 ( 第 24 回 ) 「子ども・子育て支援計画 2020」の枠組み、方向、考え方 ( 素案 ) のご意見

「北区子ども・子育て支援計画 2020」の枠組 ( 素案 ) 「北区子ども・子育て支援計画 2020」の方向 ( 素案 ) 「北区子ども・子育て支援計画 2020」の基本的な考え方 ( 素案 ) までご意見なし

No	項目	現状	意見内容	意見を踏まえた事務局案	備考
1	2.(1) 基本的視点の説明文	「子育てをしている保護者への支援とともに、 <u>自ら育つ力をもっている子どもたちの力を引き出すための支援が必要です。</u> 」	子ども主に考えるのであれば、並びを変更してもよいのではないかな。	<u>「子どもたちがもっている自ら育つ力を引き出すための支援とともに、</u> 子育てをしている保護者への支援が必要です。」	ご意見を踏まえ、文言の並びおよび表現を変更。
2	2.(2) 基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての子育て家庭への支援</li> <li>まちぐるみでの子育て支援</li> <li><u>子育てへの支援</u></li> </ul>	上記の子どもを主に考えた場合、3つの文言の並びを「子育て～」を1番目とさせてもよいのではないかな。	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>子育てへの支援</u></li> <li>すべての子育て家庭への支援</li> <li>まちぐるみでの子育て支援</li> </ul>	基本方針については、並列な関係であるが、ご意見を踏まえ、子育てへの支援を一番目の表記とした。
3	2.(2) 基本方針の“すべて”の子育て家庭への支援の説明文	<p>「<u>経済力や家族形態、子どもの年齢に関係なく、すべての子育て家庭に隙間のない支援、妊娠・出産期からの切れ目のない支援</u>をしていきます。」</p> <p>会議で、以下を(案)として提案</p> <p>「<u>子どもの生まれ育った環境や年齢を踏まえて、すべての子育て家庭に隙間のない支援、妊娠・出産期からの切れ目のない支援</u>をしていきます。」</p>	現状のように経済力や家族形態などの問題点を明確にさせたほうが良い。	<p>「<u>経済力や家族形態、年齢等の子どものおかれた状況を踏まえ、</u>すべての子育て家庭に隙間のない支援、妊娠・出産期からの切れ目のない支援をしていきます。」</p>	ご意見を踏まえ、現状のままとする。
4			子どもの年齢だけでなく、性別もいれてはどうか。		年齢や性別だけでなく、国籍、障害の有無なども考えられるため、変更案の内容とした。
5			文字の並びは、全ての子育て家庭への支援より、妊娠・出産の方が先ではないかな。		時系列で考えると、妊娠・出産が先だが、まずは支援の対象としてすべての家庭に網羅するような支援、次に時間的な区切りが生じる恐れがある妊娠期と出産期に切れ目がないように支援を行う流れで考えている。
6			隙間も切れ目も大事だが、「きめ細かい」を入れるのはどうか。低年齢の子と中高生への支援は、年齢を考慮してきめ細かい支援が必要と感じる。		「子どものおかれた状況を踏まえ」に、様々な状況に対応した対策をとるとの意味が含まれていると考える。

下線 = ご意見があった箇所      太線・二十下線 = 現状と変更した箇所

## 「北区子ども・子育て支援計画 2020」策定に伴う部会の設置について

### (1) 要旨

「北区子ども・子育て支援計画 2020」の策定については、区民へのニーズ調査の結果や庁内での検討、子ども・子育て会議の委員の意見を踏まえながら進める。

については、子ども・子育て会議において、検討項目をより専門的かつ能率的に議論をするため、東京都北区子ども・子育て会議条例（平成 25 年 7 月東京都北区条例第 39 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、部会を設置することを提案する。

### (2) 部会（案）

	（仮称）支援事業計画部会	（仮称）次世代育成支援行動計画部会
主なテーマ	子ども・子育て支援事業計画（幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業）に関すること。	次世代育成支援行動計画に関すること。
部会構成 （資料 3 - 3 参照）	11 名	10 名
開催回数	2 回程度/年間 （ただし、進捗状況によって回数が増減する場合あり）	2 回程度/年間 （ただし、進捗状況によって回数が増減する場合あり）

### 【参 考】

東京都北区子ども・子育て会議条例（平成 25 年 7 月東京都北区条例第 39 号）

第八条 子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

5 第六条第二項の規定は部会長の職務について、前条（第一項ただし書を除く。）の規定は部会の会議について、第十条の規定は部会の公開について、それぞれ準用する。この場合において、第六条第二項、前条第一項本文、第三項及び第四項並びに第十条中「会長」とあるのは「部会長」と、第六条第二項、前条及び第十条中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、前条第二項及び第三項中「委員」とあるのは「部会の委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

「北区子ども・子育て支援計画2020」策定に伴う部会構成（案）

構成	氏名	所属	(仮称)支援事業 計画部会	(仮称)次世代育成 支援行動計画部会
学識経験者	岩崎 美智子	東京家政大学教授		○
	神長 美津子	國學院大學教授	○	
	伊藤 秀樹	東京学芸大学講師	○	
	小田川 華子	首都大学東京客員教授		○
区内団体推薦	我妻 澄江	北区男女共同参画推進ネットワーク		○
	足立 賢一郎	北区民生委員児童委員協議会		○
	岡村 和俊	北区立小学校PTA連合会		○
	木村 大輔	連合東京北地域協議会	○	
	佐田 義輝	北区私立保育園理事長園長会	○	
	鹿田 昌宏	北区医師会	○	
	鈴木 将雄	北区青少年地区協議会		○
	田辺 茂	北区私立幼稚園協会	○	
区職員・ 関係行政機関	石山 俊裕	東京都北児童相談所		○
	香宗我部 まゆみ	北区立保育園長会	○	
	坂内 八重子	北区立児童館長会		○
	服部 晶子	北区立幼稚園長会	○	
	平山 卓	北区立小学校長会	○	
区 民	今井 直樹	公募委員		○
	大塚 麻子	公募委員		○
	新保 友恵	公募委員	○	
	手塚 優子	公募委員	○	
人数			11	10

五十音順、敬称略

○：平成31年度策定における委員（案）

部会メンバーでなくても、テーマによって意見を伺う場合があります。

資料 4-1  
子ども・子育て会議資料  
平成31年2月14日  
子ども未来部副参事  
(子どもの未来応援担当)

## 北区子どもの未来応援プランの施策の進捗状況等について

### 1 要 旨

平成29年3月に策定した北区子どもの未来応援プラン(東京都北区子どもの貧困対策に関する計画)で位置づけた施策の進捗状況や平成31年度に向けた事業予定等を施策一覧として取りまとめたので報告する。また、北区における子どもの貧困に関する指標の推移についても報告する。

### 2 経過

平成30年12月 事業担当所管課へ各施策の進捗確認依頼

平成31年1月24日 子どもの貧困対策庁内連携推進連絡会議開催  
(主な取組事業の進捗状況の評価案について検討)

2月 7日 教育委員会定例会へ報告

2月13日 「子ども」・かがやき戦略推進本部へ報告

### 3 添付資料

資料 4-2 北区子どもの未来応援プラン施策一覧

資料 4-3 北区における子どもの貧困に関する指標の推移

別 紙 1 学習支援イメージ図

北区子どもの未来応援プラン(東京都北区子どもの貧困対策に関する計画) 施策一覧

<事業内容に対するH29年度の進捗状況の評価>  
 ◎:100%超の達成 ○:100%~75%の達成 △:概ね75%の達成 ▲:50%以下の達成

施策大項目	中項目	小項目	No	重点検討項目	事業名	事業内容	所管別No.	所管課	H29年度事業実績	【重点検討項目のみ】事業内容に対するH29年度の進捗状況の評価	H30年度事業予定(実績見込)	H31年度事業方針	H31年度事業予定	備考(補足等)
施策1 乳幼児期の子どもの育ち、成長の支援	1 乳幼児期の子どもの育ち、成長の支援		1	●	小学校教育への連続性を重視した就学前の教育・保育の質の向上 【重点検討項目】	乳幼児期の子どもの、人間形成の基礎を育む環境を整えるため、質の高い就学前の教育・保育の提供を図ります。また、幼児教育から小学校教育への子どもの発達と学びの連続性を重視した円滑な接続に向けた取組みを推進します。	1							
				●	1-1 きらきら0年生応援プロジェクトの推進(幼児教育の質の向上)(学齢期への円滑な接続)	幼児教育から小学校教育への連続性を重視し、円滑な接続を図るため、幼稚園・保育園と小学校との連携・交流事業を実施するとともに、保護者を対象に「小学校入学前子育てセミナー」を開催します。また、「北区保幼小交流プログラム・保幼小接続期カリキュラム」の活用を推進・拡大するために幼児教育施設にコーディネーターを派遣し、幼児教育の質の向上を図ります。	2	教育政策課	①交流実施 小学校:区立35校 保育園:区立38園、私立22園、幼稚園:区立5園、私立18園 ②担任研修会 3歳児担任研修会(年1回、92名) 4歳児担任研修会(年3回、延べ248名) 5歳児担任研修会(年3回、延べ267名) ③小学校入学前子育てセミナー実施 約180名参加 ④コーディネーター派遣 公私立保育園幼稚園・認定こども園17園	○	①交流実施 ②担任研修会(3歳児担任研修会、4歳児担任研修会、5歳児・小学校1年生担任研修会)実施 ③小学校入学前子育てセミナー実施 ④コーディネーター派遣実施	②維持・推進	—	3歳児担任研修会はH29年度より開始
				●	1-2 保育所待機児童解消の取組みの推進	待機児童の解消を図るため、将来の保育需要等を勘案しながら施設整備を計画的に推進します。	3	子育て施策担当課	平成29年度については、平成30年4月期までに、797名の新規受け入れ数の増加を実施した。	◎	平成31年4月までに300名の受け入れ数増を図る。	②維持・推進	区内各地の動向等を見据えながら、必要に応じて保育施設の誘致等を行う。	
				●	1-3 区立認定こども園の開設	就学前教育のさらなる充実を図るとともに、区民ニーズに積極的に応えるため、幼稚園機能、保育所機能、地域の子育て支援機能を併せ持つ「認定こども園」の開設を、モデル実施として、平成29年度に1園を開設します。	4	学校支援課	平成29年4月開園。 平成29年度定員 幼稚園枠4歳児50人・5歳児50人 保育園枠3歳児30人・4歳児10人・5歳児10人	○	平成31年度に向けた経過措置により、平成29年度定員から幼稚園枠4歳児30人、保育園枠4歳児30人に変更。	①拡充	平成31年度本則の定員数幼稚園枠5歳児30人、保育園枠5歳児30人に変更。	
				●	2 児童館の子どもセンターへの移行の推進 【重点検討項目】	児童館の子どもセンターへの移行を推進し、乳幼児親子が一日過ごせる居場所の提供を図るとともに、乳幼児の年齢にあわせた活動プログラムの提供や専門相談員による相談事業などを行い、子どもの育ちと親育ちをささえます。	5	子ども未来課	新規移行施設数 1箇所(西ヶ原) 合計4箇所	○	新規移行施設数 2箇所(十条台・八幡山) 合計6箇所	④継続検討	引き続き新規移行施設の検討を進めていく。	
					3 保育園、幼稚園等の保育料の負担軽減	所得状況等に応じた保育料設定や子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園の保育料の負担軽減、認証保育所等の保育料の一部補助等を行います。	6	学校支援課	世帯の区市町村民税所得割課税額により、6段階に分けて保育料を決定している。4月~7月は平成28年度区市町村民税を9月~3月は平成29年度区市町村民税を参照して決定。区市町村民税が77,100円以下の世帯の月額保育料を3,600円から1,600円に変更。区市町村民税が77,100円以下の世帯のひとり親等世帯における保育料を無償とした。		世帯の区市町村民税所得割課税額により、6段階に分けて月額保育料を決定している。4月~7月は平成29年度区市町村民税を9月~3月は平成30年度区市町村民税を参照して決定。区市町村民税が77,100円以下の世帯の月額保育料を1,600円から0円に変更。	②維持・推進	国が平成31年10月の実施を目指す幼児教育の無償化の動きを注視し、必要な対応を行う。	

施策大項目	中項目	小項目	No	重点検討項目	事業名	事業内容	所管別No.	所管課	H29年度事業実績	【重点検討項目のみ】 事業内容に対する H29年度の進捗状況の 評価	H30年度 事業予定(実績見込)	H31年度 事業方針	H31年度 事業予定	備考(補足等)							
施策1 乳幼児期の子ども の育ち、成長の 支援	1 ・乳幼児期の子ども の育ち、成長の支援		3		保育園、幼稚園等の 保育料の負担軽減	所得状況等に応じた 保育料設定や子ども・ 子育て支援新制度に 移行していない私立幼 稚園の保育料の負担 軽減、認証保育所等 の保育料の一部補助 等を行います。	7	子育て施策 担当課	私立幼稚園に通う園児 保護者の負担を軽減す るために、国の幼児教 育の段階的無償化に伴 い、区の保育料等の改 訂を図った。 (市町村民税非課税世帯 :保育料第1子の負担 軽減、就園奨励費の補 助額増額)	継続実施 ・私立幼稚園に通う園 児保護者の負担を軽減 するために、国の幼児 教育の段階的無償化に 伴い、保育料等の改定 を図る。 (対象:区市町村民税 77,101円未満の世帯 の第1子の保育料の負 担期限、および第1子 、第2子の就園奨励 費の増額)	①拡充		国が平成31年10月 の実施を目指す幼児 教育の無償化の動き に注視し、必要な 対応を行う。								
							8	保育課	・(所得状況等に応じ た保育料改定) 国の幼児教育の段階 的無償化に伴い、保 育料を改定 ・(認証保育所等の保 育料の一部補助) 51,778,600円 延人数:2,387名						・保育料改定は実施 なし。 ・(認証保育所等の保 育料の一部補助) 約40,000,000円 延人数:1,700名 (11月末現在)	①拡充	・国の幼児教育の無 償化に伴い、3~5歳 のすべての保育所児 童の保育料を無償化 する。0~2歳につ いても、当面は住民 税非課税世帯を対象 に無償化を進める。 ・(認証保育所等の保 育料の一部補助)平 成30年度と同様に 実施				
	2 ・発達に課題のある 乳幼児への支援			1		さくらんぼ園 (子ども発達支援セン ター)	就学前の発達に課題 、または障害の疑い のある乳幼児に対し 、相談から療育まで の総合的な支援を行 います。(児童発達支 援事業、相談支援事 業)	9	子ども家庭 支援セン ター	児童発達支援利用契 約者89人 新規相談件数336 件 専門相談件数399 件 相談係員による相談 件数2,192件 相談支援事業所内面 接132件 療育機関訪問調査等 38件 契約件数109件	児童発達支援利用契 約者65人 新規相談件数314 件 専門相談件数306 件 相談係員による相談 件数1,252件 相談支援事業所内面 接103件 療育機関訪問調査等 33件 契約件数83件 (平成30年12月末 現在)	②維持・推 進		平成30年度と同 様に実施							
								10	保育課	各保育園で実施 公立保育園:149 名 私立保育園:59 名						各保育園で実施 公立保育園:131 名 私立保育園:64 名 (11月末現在)	②維持・推 進	平成30年度と同 様に実施			
								11	学校支援課	公立幼稚園・こども 園全5園で特別支 援対象児を受入。受 入人数5園合計26 人。						継続実施	②維持・推 進	継続実施			
								12	子ども未来 課	学童クラブ(17人 で実施)340回/ 年						継続実施	②維持・推 進	継続実施			
								4	障害児保育巡回指 導員の派遣	障害児の保育を推 進するため、保育 園及び学童クラブへ 巡回指導員を派遣 します。また、私立 幼稚園にも巡回指 導員を派遣します。						13	保育課	派遣回数 保育園(33人で 実施)678回/ 年	派遣回数 保育園(44人で 実施) 466回/ 年 (11月末現在)	②維持・推 進	平成30年度と同 様に実施
																14	子ども家庭 支援セン ター	私立幼稚園(6名 で11園に実施) 63回	私立幼稚園(6名 で11園に実施) 58回 (平成30年12 月末現在)	②維持・推 進	平成30年度と同 様に実施

施策大項目	中項目	小項目	No	重点検討項目	事業名	事業内容	所管別No.	所管課	H29年度事業実績	【重点検討項目のみ】 事業内容に対する H29年度の進捗状況の 評価	H30年度 事業予定(実績見込)	H31年度 事業方針	H31年度 事業予定	備考(補足等)	
施策2 学校教育における学び、成長の支援	1 家庭環境や経済状況に左右されない学力保障の推進		1	●	確かな学力向上プロジェクトの推進 【重点検討項目】	すべての児童・生徒の基礎的・基本的な学力の向上を図るため、少人数・習熟度別指導や放課後補習の充実、学力調査や分析結果等を基にした授業改善の推進などの取組みを推進します。	15								
					1-1	学力パワーアップ事業	基礎学力定着のため、小・中学校に非常勤講師を配置しティーム・ティーチング等による学習支援を行います。	16	教育指導課	全区立小中学校で実施。 ＜非常勤講師配置数＞ 小学校:110人 中学校:23人	○	全区立小中学校で実施。 ＜非常勤配置数＞ 小学校:120人 中学校:25人 (平成30年12月1日現在)	②維持・推進	引き続き全区立小中学校で実施。	
					1-2	学力フォローアップ教室	早い段階での学習のつまづきを解消するため、小学3、4年生を対象に、週1回程度、外部指導員による放課後補習教室を実施します。	17	教育指導課	全区立小学校で実施。 ＜参加者数＞ 小学校3年生:339人 小学校4年生:284人	○	モデル12校にて小5・6年に拡大実施。	①拡充	小5・6年生は24校で実施予定。	
					1-3	中学校スクラム・サポート事業	家庭学習アドバイザー(外部講師)が、希望する生徒に対し、個別に家庭学習教材を作成し、個別指導を行い、生徒の学習習慣の定着や学習意欲の向上を図ります。	18	教育指導課	教育アドバイザーの訪問指導回数 158回/年 家庭学習アドバイザーを全12校に設置。 ＜支援を受けた生徒数＞ 数学:700名 英語:628名	○	家庭学習アドバイザーを全12校に設置。	①拡充	英・数については引き続き家庭学習アドバイザーを全12校に設置。 新規で理科を設置。モデル3校で月2回設置予定。	
					1-4	本気でチャレンジ教室	中学生の基礎学力と学習習慣の定着のため、夏季休業中に習熟度別の集中講座を実施します。	19	教育指導課	夏期5日間実施 中学1～3年生96名が参加	○	夏期5日間実施	①拡充	引き続き夏期5日間実施予定。 冬期受験対策講座を実施予定。	
					1-5	夢サポート教室	希望する進路の実現を支援するため、中学3年生を対象に学校で、土曜日等に民間教育機関による受験対策ゼミを実施します。	20	教育指導課	公立中学校に通う3年生を対象に実施。平成28年度より全地区対象。会場は王子・赤羽・滝野川3会場。(47名)	○	公立中学校に通う3年生を対象に実施。会場は王子・赤羽・滝野川3会場。(70名)	⑤休止・終了	みらいきた(子ども未来課所管の学習支援事業)に統合、事業廃止	
			2		●	基礎・基本の定着度調査	小学2～6年生及び中学校全学年で「基礎・基本の定着度調査」を実施して学力の定着度を把握するとともに、結果分析を通じて各校独自の授業改善推進プランを作成し、児童・生徒の確かな学力の定着を図ります。	21	教育指導課	年1回実施(4月)		年1回実施(4月)	②維持・推進	年1回実施(4月)	
						3	理科支援員配置事業	小・中学校に理科支援員を配置し、実験活動の教員支援等を行って理科授業の活性化及び充実を図ります。	22	教育指導課	全小中学校に配置		全小中学校に配置	②維持・推進	全小中学校に配置
						4	英語が使える北区人事業	小・中学校へ外国語指導助手(ALT)を配置し、児童・生徒の英語に触れる機会を積極的に増やすとともに児童・生徒のコミュニケーション能力を高め、英語による交流ができる子どもを育成します。	23	教育指導課	＜ALT配置小学校＞ 1～4年 20時間/年 5～6年 35時間/年 ＜中学校＞ 1～2年 35時間/年 3年 25時間/年		＜ALT配置小学校＞ 1～4年 20時間/年 5～6年 35時間/年 ＜中学校＞ 1～2年 35時間/年 3年 25時間/年	①拡充	小3～4年 35時間/年に拡充
			1	●	自然体験活動の充実	岩井移動教室や夏季施設などで自然体験活動を行い、自然や文化に親しみ情操を豊かにするとともに、集団生活を行うことにより、自立心・公德心・協調性などを育成します。	24	学校支援課	4年移動教室及び5年自然体験教室 実施場所:北区立岩井学園 参加児童数:4年1,862人 5年1,923人 6年夏季施設 実施場所:日光湯元周辺 参加児童数:1,837人		同内容で実施予定	②維持・推進	—		



施策大項目	中項目	小項目	No	重点検討項目	事業名	事業内容	所管別No.	所管課	H29年度事業実績	【重点検討項目のみ】事業内容に対するH29年度の進捗状況の評価	H30年度事業予定(実績見込)	H31年度事業方針	H31年度事業予定	備考(補足等)
施策2 学校教育における学び、成長の支援	豊かな心を育む多様な体験活動、キャリア教育の充実		2		イングリッシュ・サマーキャンプ	英語によるコミュニケーション能力や異文化を理解し尊重する態度等を育むため、中学2年生を対象として、夏季に外国人留学生との国際交流キャンプを実施します。	25	学校支援課	実施場所: 栃木県那須町 生徒参加数: 1,337人(参加率88.5%) 外国人留学生: 延235人(79の国と地域)		同内容で実施予定	②維持・推進	—	
			3		スーパーサイエンススクール	小・中学生、高校生を対象に、科学やものづくりへの興味・関心を育てる場として、大学等と連携して専門的な講座を実施します。	26	生涯学習・学校地域連携課	大学と連携、他区と共催の講座を計5講座実施。 参加者人数 延455名		大学と連携、他区と共催の講座を計5講座実施。	②維持・推進	H30年度と同様の事業を5講座実施する。	
			4		キャリア教育の実施	社会的自立・職業的自立に向けて、必要な基盤となる能力や態度を育てるため、小・中学校における教育活動をキャリア教育の視点で捉え直し、職場体験の実施などそれぞれの発達段階に即した継続的な指導を実施します。	27	教育指導課	・キャリア教育は、全区立小中学校で実施。 ・青森県東通村へ宿泊を伴う職場体験を実施(浮間中より8名参加)		・キャリア教育は、全区立小中学校で実施。 ・青森県東通村へ宿泊を伴う職場体験を実施。(浮間中より8名参加)	②維持・推進	・キャリア教育は、全区立小中学校で実施予定。 ・青森県東通村へ宿泊を伴う職場体験を実施予定。	
			5		北区中学生・高校生のための職業教育キャラバン事業【再掲】	中学生・高校生が、将来あらゆる分野の職業にチャレンジできるよう、職業選択の一つの機会として、様々な職業分野で活躍している方を講師派遣します。その仕事を選択した理由・向き合う姿勢等を講演してもらい、女子生徒の将来の職域拡大を図るとともに、男子生徒の意識啓発も行います。	28	男女いきいき推進課			※[79]に集約			
			1		特別支援学級	心身に障害がある児童・生徒に対しより適切な教育を行うため、小・中学校に特別支援学級を設置します。	29	教育総合相談センター	小学校9校・中学校5校に知的障害学級(固定学級)を設置し、障害の程度やその能力に応じて教育課程を編成して各教科・領域等を合わせて指導する。 5月1日付 知的障害学級(固定学級)児童・生徒数 小学校9校 184人 中学校5校 91人		・小学校9校・中学校5校に知的障害学級(固定学級)を設置し、障害の程度やその能力に応じて教育課程を編成して各教科・領域等を合わせて指導する。 ・特別支援学級の設置について検討している。	①拡充	平成32年度、自閉症・情緒障害特別支援学級の新規開設及び新たな知的障害特別支援学級の開級を計画している。そのための準備を進めていく予定。	
	2		特別支援教室の推進	発達障害の児童が、すべての学校に在籍していることを前提とし早期に特別支援教育につなげるために、各校に特別支援教室を設置して、専門性の高い教員が巡回し、個に応じた特別支援教育を実施します。平成28年度から区内小学校全校に設置しています。	30	教育総合相談センター	小学校全校に特別支援教室を配置し、巡回指導を実施。 7拠点校(王子小・八幡小・滝野川小・滝野川第二小・柳田小・王子第五小・西浮間小)より各巡回校へ出向き、巡回指導を実施した。 5月1日付 対象児童数531人		平成30年4月より増加する対象児童に対処するため、既にある7つの巡回拠点校の内1箇所を再編成し、8拠点校とし、小学校35校全校で巡回指導を実施していく。 新たな巡回拠点については、西浮間小学校の「巡回拠点にしうき」を分割し、なでしこ小学校に「巡回拠点なでしこ」を設置し、巡回指導を実施している。 12月1日付 対象児童数583人	①拡充	平成31年度より全中学校12校において、情緒障害等通級指導学級から特別支援教室での巡回指導を実施していく予定。			
	3		特別支援教育システム	通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童・生徒のニーズに応じた教育を行うため、通常の学級や特別支援教室の活用等、児童・生徒の実態に応じた指導方針を決定する特別支援教育システムを進めます。	31	教育総合相談センター	第三次北区特別支援教育推進計画の策定に向けた新たな仕組みづくりの検討を行った。		平成30年4月に「第三次北区特別支援教育推進計画」を策定し、その計画の中でインクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育を推進している。	①拡充	巡回指導・専門家チームとして学校への助言・支援や校内委員会の機能の充実等を進め、児童・生徒への継続的な支援や、切れ目のない支援を進めていく。			

施策大項目	中項目	小項目	No	重点検討項目	事業名	事業内容	所管別No.	所管課	H29年度事業実績	【重点検討項目のみ】 事業内容に対する H29年度の進捗状況の 評価	H30年度 事業予定(実績見込)	H31年度 事業方針	H31年度 事業予定	備考(補足等)	
施策2 学校教育における学び、成長の支援	3 個に応じたきめ細かな教育の推進		4		日本語適応指導教室	小・中学校へ通う日本の生活に不慣れな外国人児童生徒や海外からの帰国児童生徒を対象とした日本語適応指導通級学級へ日本語と外国語に対応できる指導補助員を配置し、日本語指導を行い、学校生活が円滑に送れるようにします。また、通級が困難な児童には、3ヶ月間を目安に在籍校へ日本語適応指導補助員を派遣します。	32	学校支援課	日本語適応指導員派遣32名	/	適宜、日本語適応指導員派遣する。	②維持・推進	適宜、日本語適応指導員派遣する予定。		
						33	教育指導課								
	4 不登校対策の推進			1		ホップ・ステップ・ジャンプ教室(適応指導教室)	様々な原因で学校に行けない児童・生徒に対して、学校復帰ができるよう指導援助を行います。	34	教育総合相談センター	在籍児童22人	/	教室での指導援助の他、平成30年度より3か年政策提案協働事業として「北区子どもの多様な育ちを支える地域連携事業」を実施している。 12月1日現在 在籍児童・生徒数22人	②維持・推進	教室での指導援助の他、政策提案協働事業として「北区子どもの多様な育ちを支える地域連携事業」の継続実施していく予定。	
						子どもと家庭の支援員(学校と家庭の連携推進事業)【再掲】	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、学校長の指揮監督の下、主に登校時の家庭訪問による児童・生徒及びその保護者への相談・助言を行います。	35	教育総合相談センター	※[108]に集約					
						教育相談所の運営【再掲】	児童・生徒の学習上・生活上の悩みや、保護者や教員の教育指導に関する問い合わせや相談に応え、児童・生徒の健全育成に資するとともに、学校教育相談的な考え方や技法の向上の普及に努めます。	36	教育総合相談センター	※[107]に集約					
	5 学びをささえる就学支援の推進			1	●	就学援助、奨学金の貸付などの就学支援のあり方の検討【重点検討項目】	経済的な理由で進学や就学継続をあきらめることなく、意志のある生徒が安心して教育を受けられるよう、就学支援のあり方について検討します。	37	教育政策課	例年7月に支給していた中学生の就学援助費(新入学学用品等購入費)を入学前の3月に支給。	◎	例年7月に支給している小学生の就学援助費(新入学学用品等購入費)を入学前の3月に支給。新入学児童学用品費等の単価の増額(小学生 23,890円→40,600円、中学生 26,860円→47,400円)	②維持・推進	—	
							●	38	学校支援課						
				2		就学援助	経済的理由により、児童・生徒に義務教育を受けさせることが困難な保護者に対し、学校給食費、新入学児童生徒学用品等購入費、夏季施設参加費、修学旅行費等の援助を行います。	39	学校支援課	(就学援助認定者) 小学校2,495人 中学校1,463人 合計3,958人	/	—	②維持・推進	—	
				3		特別支援学級就学奨励費	特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者及び学校教育法施行令第22条3の規定に該当する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学校給食費、学用品購入費等就学に必要な経費について援助を行います。	40	学校支援課	(就学奨励認定者) 小学校96人 中学校44人 合計140人	/	—	②維持・推進	—	
	4		外国人学校児童生徒保護者負担軽減補助金	外国人学校に幼児、児童及び生徒を通学させている外国人の保護者に対し、経済的負担を軽減するため、補助金を支給します。	41	子育て施策担当課	延べ1,772人/年	/	継続実施(昨年度と同数程度)	②維持・推進	継続実施予定				

施策大項目	中項目	小項目	No	重点検討項目	事業名	事業内容	所管別No.	所管課	H29年度事業実績	【重点検討項目のみ】 事業内容に対する H29年度の進捗状況の 評価	H30年度 事業予定(実績見込)	H31年度 事業方針	H31年度 事業予定	備考(補足等)
施策2 学校教育における学び、成長の支援	5 ・ 学 び を さ さ え る 就 学 支 援 の 推 進		5		修学旅行支度金の支給	生活保護受給世帯で小学5、6年生または中学3年生の子どもがいる保護者に対し、修学旅行に参加する際に必要となる費用を支給します。	42	生活福祉課	小学5・6年生 28件 中学3年生 42件		小学5・6年生 33件 中学3年生 38件	②維持・推進	同内容で実施予定	
			6		北区奨学資金貸付事業	修学意欲がありながら、家庭の経済事情から高校、高等専門学校等の教育を受けることが困難な方に対して奨学資金の貸し付けを行います。	43	教育政策課	公立継続生 6名 ¥600,000 私立継続生 6名 ¥1,200,000 公立新規生 0名 ¥0 私立新規生 6名 ¥1,800,000 計 ¥3,600,000		公立継続生 1名 ¥100,000 私立継続生 5名 ¥1,000,000 公立新規生 3名 ¥300,000 私立新規生 3名 ¥900,000 計 ¥2,300,000	②維持・推進	貸付予定額 公立継続生 3名 ¥300,000 私立継続生 8名 ¥1,600,000 31年度新規生 応募2名(進学先決定次第、貸付金額決定(3月頃))	
			7		その他奨学金制度等の周知	北区奨学資金制度の周知のほか、修学資金を必要としている方の個々のニーズに合った各種貸付事業の情報を提供するなど、利用者の選択肢を広げる支援に努めます。	44	教育政策課	区民からの奨学金制度全般についての問合せに対し、事情に合った各種経済支援の案内を実施した。 東京都私学財団が行っている「東京都育英資金」の募集について、各区立中学校へ案内し、及び応募の手続を実施した。 (平成29年度の東京都育英資金の実績) ① 申請者…5名 ② 内定者…5名 ③ 内定辞退者…1名 (貸付月額:公立18,000円、私立35,000円)		区民からの奨学金制度全般についての問合せに対し、事情に合った各種経済支援の案内を実施する。 東京都私学財団が行っている「東京都育英資金」の募集について、各区立中学校へ案内し、及び応募の手続を実施する。	②維持・推進	—	
			8		受験生チャレンジ支援貸付事業	学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室の受講費用及び高等学校、大学等の受験費用に必要な資金を貸し付け、低所得世帯の子どもを支援します。(北区社会福祉協議会に委託)	45	健康福祉課	相談件数 1057件 貸付件数 179件 (中学生118件・高校生61件)		【H30年11月までの実績】 相談件数 275件 貸付件数 43件 (中学生29件 高校生14件)	②維持・推進	継続予定	
			9		自立支援プログラム(高校進学支援プログラム)	生活保護受給世帯で中学生の子どもを持つ保護者に、塾費用を助成し、保護者と子どもの進学意識を高め、高校入学までの継続支援と子どもの社会的自立を促します。	46	生活福祉課	中学1年生 14人 中学2年生 15人 中学3年生 28人 高校1年生 3人 高校2年生 4人 高校3年生 8人 大学等受験費用 17人		中学1年生 5人 中学2年生 15人 中学3年生 22人 高校1年生 5人 高校2年生 6人 高校3年生 6人 大学等受験費用 3人	②維持・推進	同内容で実施予定	平成29年度より塾代費用助成を高校生まで拡充した。あわせて、大学等受験料の助成も開始した。 また、中学3年生の塾代助成上限額を引き上げた。 【事業名変更】高校進学支援プログラム→次世代育成支援プログラム
			10		高等学校等就学費の支給	生活保護受給世帯において、高等学校等に就学し卒業することが自立助長に効果的と認められる場合に、生活扶助費等とは別に、生業扶助費として高等学校等の就学費を支給します。	47	生活福祉課	高校1年生 55人 高校2年生 37人 高校3年生 49人 高校4年生 1人		高校1年生 47人 高校2年生 48人 高校3年生 38人	②維持・推進	同内容で実施予定	

施策大項目	中項目	小項目	No	重点検討項目	事業名	事業内容	所管別No.	所管課	H29年度事業実績	【重点検討項目のみ】 事業内容に対するH29年度の進捗状況の評価	H30年度事業予定(実績見込)	H31年度事業方針	H31年度事業予定	備考(補足等)	
施策2 学校教育における学び、成長の支援	6 子どもの貧困問題に対する学校における理解促進		1	●	子どもの貧困問題の理解促進のための教職員研修の実施【重点検討項目】	日頃から子どもと接する教職員、保育士、幼稚園教諭、児童館、学童クラブのスタッフ等が、子どもの貧困問題についての理解を深め、子どものサインを見逃さず、適切な支援や対応につなぐスキルを高めるための研修を平成29年度から実施します。	48	教育指導課	教育課題研修(7/25、8/29)を実施「みんなで支える 子どもの未来 北区の未来～子どもの貧困について今、考える～」	○	「学びをつなぐ授業改善とカリキュラム・マネジメント～主体的・対話的で深い学びの実現に向けて～」	②維持・推進	テーマ未定	教職員研修は、その時教育関係で課題になっていることを扱う。	
							49	子ども未来課	児童館・子どもセンター等の職員に向けて、H30.2.20 北とびあ・ドームホールで研修会を開催。首都大学東京子ども・若者貧困研究センター特任研究員小田川先生の講演を実施し、その後、子ども家庭支援センター職員・ティーンズセンター長・SSWを交えたシンポジウムを開催。 対象 児童館、学童、わくわくひろば職員 参加人数 57名		H30.12.12に、滝野川分庁舎大会議室で、子ども食堂をテーマに研修会を実施。H29年度の対象者(児童館・学童・わくわくひろば職員)に加え、小・中学校、幼稚園、保育園、区関係課職員も参加を呼びかけた。 (実施内容) ①講演(あらかわこども応援ネットワーク代表 大村氏) ②区内子ども食堂の活動紹介 ③北区の子ども食堂の現状(参加者 実績) 第一部午前:52名 第二部午後:42名	②維持・推進	H31年度も継続して実施を予定。H30と同様、学校関係の職員にも参加を呼びかけて研修を実施していく予定。		
	その他(家庭教育力の向上)			1		家庭教育力向上プログラム (具体的な取組) ①ブックスタート ②親育ちサポート事業 ③生活リズムお邪魔妖怪～退治日記～ ④親子きずなづくり ⑤メディアコントロール	50	教育政策課	・家庭でやってみたい10の大切なこと:リーフレット作成・配布、講演会の実施(1回 参加者219名) ③生活リズムお邪魔妖怪～退治日記～:20校実施		・家庭でやってみたい10の大切なこと:リーフレット作成・配布、講演会の実施(1回 参加者159名) ③生活リズムお邪魔妖怪～退治日記～:26校実施	②維持・推進	・家庭でやってみたい10の大切なこと:リーフレット作成・配布、講演会の実施 ③生活リズムお邪魔妖怪～退治日記～:30校実施	・家庭でやってみたい10の大切なこと:リーフレット作成・配布、講演会の実施 ③生活リズムお邪魔妖怪～退治日記～:30校実施	アクションプランを28年度末に策定し、全14事業をかけたうちの12事業がすでに各所管によって実施。
							51	生涯学習・学校地域連携課	④親子きずなづくり講演会実施(2回) 親子のきずなづくり事業「ステップ・バイ・ステップ」(12校)		④親子きずなづくり講演会実施(2回) 親子のきずなづくり事業「ステップ・バイ・ステップ」(16校)	②維持・推進	H30年度と同様の事業を実施する		
							52	教育指導課	⑤メディアコントロールのリーフレットを年度末に小学校4年生～中学校3年生全生徒へ配布。		⑤メディアコントロールのリーフレットを配布。	②維持・推進	引き続き、リーフレットを配布予定。		
							53	中央図書館	①H29年度 ブックスタート配布事業予算での配布実績数2,754件		①H30年度 ブックスタート配布事業予算での配布予定数3,000件	②維持・推進	①H31年度 ブックスタート配布事業予算での配布予定数3,200件	区内数か所に大規模住宅の竣工が確認されており、転入・出生等で乳児数の増加が見込まれるための対応。	
							54	子ども未来課	②親育ちサポート講座(NPプログラム)を実施		②親育ちサポート講座(NPプログラム)を実施	②維持・推進	維持・推進		
							55	保育課	・はぐphoto事業は、モデル事業として1園を対象に事業を開始。		区立保育園 6園実施 区立幼稚園 1園実施	②維持・推進	平成30年度と同様に実施		
							56	学校支援課							

施策大項目	中項目	小項目	No	重点検討項目	事業名	事業内容	所管別No.	所管課	H29年度事業実績	【重点検討項目のみ】事業内容に対するH29年度の進捗状況の評価	H30年度事業予定(実績見込)	H31年度事業方針	H31年度事業予定	備考(補足等)		
施策3 子どもの居場所づくりの推進	1. 困難を抱える家庭の子どもの状況に寄り添った学習支援		1	●	生活困窮世帯、ひとり親世帯等の子どもを対象とした学習支援事業の充実【重点検討項目】	経済的な理由やひとり親世帯等の家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない子どもを対象に、学習意欲や学力の向上のための子どもの状況に寄り添った学習の場の提供を推進します。	57									
					1-1	生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援事業	地域の中で、生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援団体を立ち上げるための支援や進路相談、保護者への養育支援を実施します。	58	生活福祉課	子どもの学習支援事業 参加者:37人(登録) 会場:3か所	○	生活困窮・ひとり親世帯等の小学生への学習支援事業 参加者:75人(登録) 会場:5か所(5か所目は8月開所)	①拡充	2か所増設予定	30年度から児童育成手当受給世帯を対象者に含め、対象学年は小学生のみに変更した。それに伴い事業名称も変更した。 【事業名変更】子どもの学習支援事業→生活困窮・ひとり親世帯等の小学生への学習支援事業	
	2. 区有施設等を活用した学習の場や居場所づくり			1	●	区有施設等を活用した学習の場や居場所づくり【重点検討項目】	区民施設や生涯学習施設などの区有施設を活用し、地域や包括協定締結大学の学生ボランティア、指定管理者などの協力を得ながら、小・中学生等が過ごせる多様な学習の場や居場所づくりの推進を図ります。	59	子ども未来課及び関係課	区有施設2か所で中学生40人に対して学習支援事業を実施。包括協定を締結する、東洋大学に於いて、12/1に行われた「ボランティアイベント」にて、区内子ども食堂への活動報告を実施。同時に各食堂へのボランティアも募った。	○	区有施設3か所で中学生75人に対して学習支援事業を実施。学生ボランティアの協力については、東洋大学の「ボランティア相談会」にて、ボランティア(子ども食堂・学習支援)を募集。	①拡充	区有施設での学習支援事業について、対象、定員、実施箇所を拡大して実施予定。 ・対象:中1～中2まで→中3まで拡大予定 ・定員:75名→180名に拡大 ・実施箇所:3か所→5か所に拡大予定		
						2	児童クラブ、わくわく☆ひろばの学習支援の充実【重点検討項目】	地域や包括協定締結大学の学生ボランティアなどの協力を得ながら、児童クラブやわくわく☆ひろばにおける学習支援の充実に向けた取組みを検討します。	60	子ども未来課	わくわく☆ひろば 24か所 放課後子ども教室 1か所、学習習慣定着のための宿題学習を実施	○	わくわく☆ひろば29か所で、学習習慣定着のための宿題学習を実施	②維持・推進	5校新規導入(予定)	
						3	放課後児童健全育成事業(児童クラブ)	就労等により保護者が日中家庭にいない小学生に、遊びと生活の場を提供することにより健全な育成を図ります。小学3年生までは児童クラブ、4年生以上は児童館や放課後子ども総合プランの特例的な利用で対応します。	61	子ども未来課	62ヶ所で実施 定員 2,625人		64ヶ所で実施 定員 2,685人	②維持・推進	72ヶ所で実施(予定) 定員 2,980人(予定)	
						4	放課後子ども総合プラン(わくわく☆ひろば)の推進	放課後や土曜日、長期休業期間に小学校を会場に、児童の安全・安心な居場所を提供します。自由遊びや勉強・スポーツ等の活動をおとして、大勢の大人や他学年の児童と触れ合うことで、子どもたちの社会性や協調性の充実を図ります。	62	子ども未来課	放課後子ども総合プランを29年度は24校で実施。あわせて30年度新規導入に向けて5校の開設準備。 放課後子ども教室を1校で実施(なでしこ小)。		放課後子ども総合プランを30年度は29校で実施。あわせて31年度新規導入に向けて5校の開設準備。 ※なでしこ小学校における放課後子ども総合プラン導入に伴い、放課後子ども教室は平成29年度末を以て全て終了した。	①拡充	31年度は34校で実施予定。児童登録時の年間保険料の無償化を実施予定。	
	2. 区有施設等を活用した学習の場や居場所づくり															
	5	放課後子ども教室	平日の放課後に、小学校を会場に児童の安全・安心な居場所を提供します。地域の方々等の協力のもと、学習や体験学習等の活動を通して、子どもたちの学ぶ意欲に応えるとともに、地域の教育力の充実を図ります。	63	子ども未来課	放課後子ども教室を1校で実施(なでしこ小) ※放課後子ども教室は、全小学校で導入する計画の放課後子ども総合プランへ統合していく。		なでしこ小学校における放課後子ども総合プラン導入に伴い、放課後子ども教室は平成29年度末を以て全て終了した。	⑤休止・終了							

施策大項目	中項目	小項目	No	重点検討項目	事業名	事業内容	所管別No.	所管課	H29年度事業実績	【重点検討項目のみ】 事業内容に対するH29年度の進捗状況の評価	H30年度事業予定(実績見込)	H31年度事業方針	H31年度事業予定	備考(補足等)
施策3 子どもの居場所づくりの推進	2 区有施設等を活用した学習の場や居場所づくり		6		地域寺子屋	土曜日を中心とした週末に小・中学生を対象に「地域で楽しく学んだり、くつろげる場」として『地域寺子屋』を開催します。宿題や補習、体験学習などを実施します。	64	子ども未来課	地域寺子屋を2ヶ所で実施(桐ヶ丘・豊島東)		地域寺子屋を2ヶ所で実施(桐ヶ丘・豊島東)	⑤休止・終了	わくわく☆ひろば導入に伴い廃止予定	
			7		児童館での小学生対応事業	児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、日常活動、クラブ活動、行事活動等を行い、地域の子どもを心身ともに健康やかに育成していきます。	65	子ども未来課	全22児童館(子どもセンター)、1児童室で実施 ※中里・上十条児童館は、平成28年度で統合廃止		全21児童館(子どもセンター)、1児童室で実施 ※赤羽西五丁目児童館は、平成29年度末で統合廃止	②維持・推進	全20児童館(子どもセンター)、1児童室で実施(予定) ※滝野川北児童館は、平成30年度末で統合廃止予定	各小学校における放課後子ども総合プランの全校開始により、小学生対応事業が円滑にプランへ移行できるよう支援している。
			8		ティーンズセンター	中高生世代の居場所機能の充実を図るとともに、自己実現の場・社会体験機会の提供、中高生世代が抱えている課題への対応や地域と中高生世代をつなぐ架け橋としての機能を果たします。	66	子ども未来課	児童館からティーンズセンターへの移行済施設数 1ヶ所(浮間)		児童館からティーンズセンターへの移行済施設数 1ヶ所(浮間)	②維持・推進	維持・推進	
			9		児童館・児童室での中高生対応事業	児童館を地域の中高校生の居場所として提供し、児童館運営のボランティア・次世代を担う人材として中高校生を育成します。	67	子ども未来課	随時各児童館で対応		随時各児童館で対応	②維持・推進	維持・推進	
施策4 困難を抱えやすい子ども(若者)への支援	3 子ども・子ども食堂などの学習支援の場や居場所		1	●	NPOやボランティア団体等の活動助成など支援のあり方の検討 【重点検討項目】	地域やNPO、ボランティア団体等が主体的に取り組む子どもの学習支援や子ども食堂を含む居場所づくりの活動助成など支援のあり方を検討し、困難を抱える子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりの推進を図ります。	68	子ども未来課	区内で子どもの居場所作り(子ども食堂)に取り組む団体への支援制度として、補助金制度を設けた。年間で、初期費用10万円・運営経費20万円を補助する。9月に7団体が補助金申請済み。12月に追加募集として、2団体が申請。	○	平成30年4～5月、9月に補助金申請団体を募集。13団体に対して補助金交付決定。(前年度継続9団体+新規4団体)	①拡充	補助金募集団体数を15団体から20団体へ拡大予定。	
			1	●	児童養護施設等を退所する子どもを支援する取組み 【重点検討項目】	国や東京都の動向や役割分担に留意しながら、児童養護施設等を退所する子どもを支援する取組みを検討します。	69	子ども未来課	30年度末までに居住支援協議会の設立を目指して、住宅課が事務局となり、関係各課の協力のもと住宅確保要配慮者に対する支援を検討した。	▲	居住支援セミナーを実施し、不動産管理会社、福祉関係団体等へ住宅セーフティネット制度等について周知。年度末までに居住支援協議会を設立予定。	④継続検討	居住支援協議会において、住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度等について検討する予定。	
			1	●	困難を抱えやすい若者の就労支援事業への誘導強化 【重点検討項目】	高校を中途退学したり無業等の状態にある若者が就職につながるよう、ハローワークや赤羽しごとコーナー、北区くらししごと相談センターなどの関係機関と連携を図りながら、若者の就労支援事業への誘導強化の取組みを検討します。	71	産業振興課	現在、関係機関と就労セミナーの共催などの連携を一層強化しており、その枠組みの中で該当する支援事業等に誘導を実施した。	○	就職支援アドバイザーの活用や関係機関との連携強化を進め、ジョブトライ等の職場体験事業へ誘導を図る。	②維持・推進	H30年度と同程度の内容で事業実施予定。	
2 若者の就労支援事業への参加につながる取組み	(1) 就労支援事業への誘導強化		1	●	生活福祉課	17人(16歳から18歳)	72	生活福祉課		○	生活保護世帯の対象者に対して、就労支援(委託事業者によるカウンセリングや就職マッチング等)を引き続き実施する。	②維持・推進	同内容で実施予定	生活保護世帯の内、16～18歳について、高校生(学生)でない人数を計上
			2		北区ジョブトライ事業	正規雇用の機会を失った新規学卒未就職者等の若年者を就職につなげるため、OA研修等の基礎研修、地域企業に就労体験のための紹介予定派遣を行うとともに、派遣終了後の正規雇用へのサポートも行います。	73	産業振興課	目標採用数15名 説明会参加者数28名 採用数15名 長期就労移行者数11名		【平成30年12月末現在】 目標採用数15名 説明会参加者数30名 採用数18名 長期就労移行者数13名	②維持・推進	H30年度と同程度の内容で事業実施予定。	

施策大項目	中項目	小項目	No	重点 検討 項目	事業名	事業内容	所管 別 No.	所管課	H29年度 事業実績	【重点検討項目のみ】 事業内容に対する H29年度の進捗状況の 評価	H30年度 事業予定(実績見込)	H31年度 事業方針	H31年度 事業予定	備考(補足等)		
施策4 困難を抱えやすい子ども(若者)への支援	2.若者の就労支援事業への参加につながる取組みの推進	(1)就労支援事業への誘導強化	3		赤羽しごとコーナー	ハローワーク王子と共同で開設している職業相談・職業紹介窓口。就職支援アドバイザーを週2回配置し、相談者に応じた就職に関する助言・指導、就職に関する情報提供、応募書類の書き方及び面接指導等を行います。	74	産業振興課	相談者数244人 アドバイザー年間対応コマ数500コマ 一日あたり相談者数2.44人		【平成30年12月末現在】 相談者数229人 一日あたり相談者数3.0人 アドバイザー年間対応コマ数500コマ	②維持・推進	H30年度と同程度の内容で事業実施予定。			
			4		北区くらししごと相談センター(生活困窮者自立支援事業)【再掲】	生活保護に至る前段階の生活困窮者に対し、包括的な相談支援を行い、就労支援、住居確保給付金、家計相談支援、就労準備支援など自立に向けた支援を行います。	75	生活福祉課		※[123]に集約						
		(2)高校生の就職支援	1		高校生就職支援コーディネーターの配置	就職を希望する高校生が内定を得られるよう、専門性の高いコーディネーターが、各学校を訪問するなど区内在住・在学の高校生へ就職活動の支援を行います。	76	産業振興課	高校生の就職支援全般に係る、各校との調整、情報収集、ニーズ・実績調査等を実施中。		終了 コーディネーターがH29度末で退任。	⑤休止・終了	—			
			2		高校生向け模擬面接の実施	高校生への採用面接解禁前に、各高等学校へ講師を派遣し、模擬面接を実施します。	77	産業振興課	実施校5校 実施講義数13 参加人数176名		実施校5校 実施講義数13 参加人数127名	⑤休止・終了	—		ハローワークで同様の事業を行っており、近年の北区の高校生就職率も100%が続いているため、30年度で廃止する。	
			3		保護者向け就職読本の配付	就職に対する正しい認識を持つことや子どもへの関わり方などを掲載した就職読本を作成し保護者に配付します。	78	産業振興課	購入部数500部 配布部数380部 (配布校5)		購入部数500部 配布部数45部 (配布校2)	⑤休止・終了	—		高校からの配布希望が少なく内容もほぼ変わらないため、在庫を活用する。	
			4		北区中学生・高校生のための職業教育キャラバン事業	中学生・高校生が、将来あらゆる分野の職業にチャレンジできるよう、職業選択の一つの機会として、様々な職業分野で活躍している方を講師派遣します。その仕事を選択した理由・向き合う姿勢等を講演してもらい、女子生徒の将来の職域拡大を図るとともに、男子生徒の意識啓発もを行います。	79	男女いきいき推進課	中学校7校 合計7回実施		中学校4校 合計5回実施予定	②維持・推進		30年度に初めて私立校への案内を送ったが、申込はなく、問合せが1件のみであった。派遣講師の拡充を図るなどして、私立校でも実施できるようにする。	桐ヶ丘中学校は2回実施予定。また稲付中学校には3名の講師を派遣する予定(平成30年度)。	
		施策5 孤立しないしくみづくり	1.妊娠・出産期からの切れ目のない支援	(切れ目のない支援)	1	●	乳幼児健康診査の未受診者や子育て支援サービス等を利用しない家庭への働きかけ、支援の検討【重点検討項目】	乳幼児健康診査の未受診者や子育て支援サービス等を利用しない子どもや家庭の状況把握や支援について、更なる検討を行います。	80	健康推進課	未受診者数(概算) 3~4か月児健診 5.9% 1歳6か月児健診 6.4% 3歳児健診 6.5%	○	平成29年度と同様に実施	②維持・推進	未受診者の全数状況把握を引き続き行う。	
					1	●			81	子ども家庭支援センター	妊娠期から生後6か月(第1子)の妊産婦を対象に養育支援のための産前・産後育児支援サポート講座を月2回開催。 参加者 妊婦 延 6人 産婦 延 94人		妊娠期から生後6か月(第1子)の妊産婦を対象に養育支援のための産前・産後育児支援サポート講座を月1回開催。 参加者 妊婦 延 2人 産婦 延 44人 (平成30年12月末現在)	②維持・推進	平成30年度と同様に実施	
				2		出産・子育て応援事業(はびママ・きたく)	妊娠期から出産期にかけての切れ目のない支援を実施するため、妊娠期については、保健師等による面接を実施し、出産後(生後6か月まで)は、子ども家庭支援センターや相談機能のある児童館で面接を行い、妊娠中や育児の不安の軽減や孤立防止を図ります。	82	健康推進課	はびママ・たまご面接 1,975人		はびママ・たまご面接 2,500人	②維持・推進	引き続き実施する		平成30年度より子育て世代包括支援センター事業を開始し、はびママたまご面接時に妊婦とともに支援プランを作成している。

施策大項目	中項目	小項目	No	重点検討項目	事業名	事業内容	所管別No.	所管課	H29年度事業実績	【重点検討項目のみ】 事業内容に対する H29年度の進捗状況の 評価	H30年度 事業予定(実績見込)	H31年度 事業方針	H31年度 事業予定	備考(補足等)
施策5 孤立しないしくみづくり	1・妊娠・出産期からの切れ目のない支援	(切れ目のない支援)	2		出産・子育て応援事業 (はびママ・きたく)	妊娠期から出産期にかけての切れ目のない支援を実施するため、妊娠期については、保健師等による面接を実施し、出産後(生後6か月まで)は、子ども家庭支援センターや相談機能のある児童館で面接を行い、妊娠中や育児の不安の軽減や孤立防止を図ります。	83	子ども家庭支援センター	はびママひよこ面接実施会場をH28年度の10施設から11施設へと1施設増やした。 (参加人数延) 「はびママひよこ面接」勧奨件数 2,896件 「はびママひよこ面接」実施者数 1,520人		はびママひよこ面接実施会場をH29年度の11施設から13施設へと2施設増やした。 (参加人数延) 「はびママひよこ面接」勧奨件数 2,134件 「はびママひよこ面接」実施者数 1,281人 (平成30年12月末現在)	②維持・推進	平成30年度と同様に実施	
			3		妊産婦健康診査	妊娠中全妊婦を対象に医療機関に委託して妊婦健康診査等を行います。また、産婦については乳児健康診査時に妊娠中の既往調査を行い、必要に応じて医療機関の受診を指導します。	84	健康推進課	妊婦健康診査等 対象者数3,316人 延38,187回 産婦健康診査 2,747人		妊婦健康診査等 対象者数3,500人 延40,000回 産婦健康診査 2,800人	②維持・推進	引き続き実施する	
			4		妊婦歯科健康診査	妊娠中の虫歯や歯周病のリスク軽減のため、希望者に歯科医師による歯科健診や歯科衛生士による歯みがき指導等を実施します。	85	健康推進課	健診回数 36回 受診者 499人 保健指導 484人 栄養指導 153人		健診回数 36回 受診者 612人 歯科・栄養指導 1,428人	②維持・推進	引き続き実施する	
			5		妊産婦及び乳児家庭全戸訪問事業	ハイリスクの妊婦、産後の母体回復、新生児の発育や育児の悩みなどについて、保健師や助産師が家庭訪問をして指導助言を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては、継続的なフォローを実施し、適切なサービスに結び付けます。	86	健康推進課	妊産婦訪問人数 延2,691人 新生児訪問人数 延2,632人		妊産婦訪問人数 延2,889人 新生児訪問人数 延2,889人	②維持・推進	引き続き実施する	
			6		産前産後セルフケア講座	産前産後の心身のケアと育児不安や孤立感の軽減を図るため、妊娠16週以降の安定期で運動制限がない妊婦と産後60～120日までの母子を対象に、エクササイズによる身体のケアや子育ての情報提供を行います。	87	健康推進課	実施回数 45回 妊婦参加者 140人 産婦参加者 285人		実施回数 45回 妊婦参加者 387人 産婦参加者 387人	②維持・推進	引き続き実施する	
			7		未熟児養育医療助成	母子保健法に基づき、出生後、速やかに処置を講ずる必要がある未熟児に対し、必要な医療の給付を行います。	88	健康推進課	申請 78件/年		申請 90件/年	②維持・推進	引き続き実施する	
			8		乳幼児健康診査(3～4カ月、6・9カ月、1歳6カ月、3歳児)	乳幼児を対象に、委託医療機関等による健康診査や、歯科医師による歯科健診、保健指導等を実施します。	89	健康推進課	3カ月児健康診査:2,758人 6カ月児健康診査:2,718人 9カ月児健康診査:2,696人 1歳6カ月児健康診査:2,773人 3歳児健康診査:2,568人		3カ月児健康診査:3,200人 6カ月児健康診査:3,200人 9カ月児健康診査:3,200人 1歳6カ月児健康診査:3,200人 3歳児健康診査:2,800人	②維持・推進	引き続き実施する	
			9		みんなで祝い輝きバースデー事業	地域における子育て仲間づくりを支援するため、満1歳児の親子を地域の児童館、児童室、子どもセンターに招き、月ごとにお祝い会を実施します。	90	子ども未来課	子ども:1,675人 保護者等:2,258人		(30年度実績は年度末に集計)	②維持・推進	維持・推進	



施策大項目	中項目	小項目	No	重点 検討 項目	事業名	事業内容	所 管 別 No.	所管課	H29年度 事業実績	【重点検討項目のみ】 事業内容に対する H29年度の進捗状況の 評価	H30年度 事業予定(実績見込)	H31年度 事業方針	H31年度 事業予定	備考(補足等)
施策5 孤立しないしくみづくり	1・妊娠・出産期からの切れ目のない支援	(切れ目のない支援)	10		乳幼児歯科保健相談	特に2歳児を対象として、希望者に歯科医師による歯科健診や予防処置を実施するとともに、歯の生えてきた乳児には歯みがき教室を実施します。	91	健康推進課	歯科検診(2歳児)36回 受診者817人 予防処置 54回 受診者 428人 歯みがき教室 61回 参加者661人 歯科相談 延94人		歯科検診(2歳児)36回 受診者1,440人 予防処置 72回 受診者 720人 歯みがき教室 72回 参加者1,152人 歯科相談 延90人	②維持・推進	引き続き実施する	
			11		2歳児のための幼稚園入園準備・情報交換会(児童館)	幼稚園に入園した子どもの保護者を児童館へ招き、次年度以降に幼稚園入園を予定している2歳児の保護者との情報交換・交流会を実施します。	92	子ども未来課	全22児童館で2回/年実施。 参加親子数:651組/年 先輩ママ:192人/年		全21児童館で2回/年実施。 ※児童館の統合廃止により、実施会場数は減少	②維持・推進	全20児童館で2回/年実施(予定)。	
			12		地域育て合い事業(児童館、保育園)	地域での総合的な子育て支援の拡充を図るため、併設又は近隣の児童館及び保育園が連携して子育て相談事業、乳幼児とのふれあい交流事業、在宅乳幼児支援事業、子育てサークル支援事業等を一体的に実施します。	93	子ども未来課	10児童館で実施 ※上十条児童館は、平成28年度末で統合廃止		10児童館で実施	②維持・推進	維持・推進	
							94	保育課	10保育園で実施		児童館併設の(もしくは近くにある)10保育園で実施	②維持・推進	平成30年度と同様に実施	
			13		幼稚園・保育園における地域子育て支援活動	保育園にてふれあい給食、育児相談など、近隣に居住している子どもとの交流事業を実施するほか、幼稚園にて未就園児向けの交流事業を実施します。	95	学校支援課	全公立幼稚園・こども園で月2回程度未就園児の会を実施し、園舎、園庭の開放を行う。 また、同時に子育て相談を実施。		全公立幼稚園・こども園で月2回程度未就園児の会を実施し、園舎、園庭の開放を行う。 また、同時に子育て相談を実施。	②維持・推進	継続実施	
							96	子育て施策担当課	各私立幼稚園では、未就園児の体験入園、地域との交流イベントを実施		継続実施(私立幼稚園が実施)	②維持・推進	継続実施	
							97	保育課	各保育園で実施		各保育園で実施	②維持・推進	継続実施	
			14		子育て相談事業(児童館)	児童館に専門相談員(臨床心理士)を配置し、子育てに関する相談を行います。	98	子ども未来課	全22館で実施 ※児童館の統合廃止により、実施箇所数は減少		全21館で実施 ※児童館の統合廃止により、実施箇所数は減少	②維持・推進	全20館で実施(予定)	
			15		利用者支援事業(子育てナビ)	子育て家庭や妊産婦のニーズに合わせて、幼稚園・保育園などの施設や、地域の子育て支援事業などの情報提供等を行います。	99	子ども家庭支援センター	子育て家庭や妊産婦のニーズに合わせて、幼稚園・保育園などの施設や、地域の子育て支援事業など、来館及び電話にて対応している。 (対応状況) 来館者:3,931人 電話:68人 計:3,999人		子育て家庭や妊産婦のニーズに合わせて、幼稚園・保育園などの施設や、地域の子育て支援事業など、来館及び電話にて対応している。 (対応状況) 来館者:2,827人 電話:131人 計:2,958人	②維持・推進	平成30年度と同様に実施	
									平成29年度から、定期的に質問の多い内容や、特に関心の強い内容を「プチナビ情報」として説明会形式で開催している。		平成29年度から、定期的に質問の多い内容や、特に関心の強い内容を「プチナビ情報」として説明会形式で開催している。(平成30年12月末現在)			
			1		養育支援訪問事業	子育ての不安が強く養育が困難な家庭に対し、自立支援計画の下、ヘルパーを派遣して、家庭で自立した生活が送れるよう子育てを支援し、保護者の養育力の向上を図ります。	100	子ども家庭支援センター	①職員による訪問 延470件 ②ヘルパー派遣17家庭・延210件		①職員による訪問 延 455件 ②ヘルパー派遣 15家庭・延229件 (平成30年12月末現在)	②維持・推進	平成30年度と同様に実施	

施策大項目	中項目	小項目	No	重点 検討 項目	事業名	事業内容	所管 別 No.	所管課	H29年度 事業実績	【重点検討項目のみ】 事業内容に対する H29年度の進捗状況の 評価	H30年度 事業予定(実績見込)	H31年度 事業方針	H31年度 事業予定	備考(補足等)	
施策5 孤立しないしくみづくり	1・妊娠・出産期からの切れ目のない支援	(養育困難家庭への支援)	2		安心ママヘルパー事業	養育支援が特に必要な産前1か月前から生後4か月になるまでの母子のいる家庭にヘルパーを派遣し、日常的な家事支援・育児支援を行います。	101	子ども家庭支援センター	今年度利用登録者数 257人 今年度利用件数 303件 無料分利用時間 392時間 有料分利用時間 235時間		今年度利用登録者数 329人 今年度利用件数 341件 無料分利用時間 364時間 有料分利用時間 336時間 (平成30年12月末現在)	②維持・推進	平成30年度と同様に実施		
			3		見守りサポート事業	子ども家庭支援センターにおいて、児童相談所と連携し、軽度の児童虐待が認められるが在宅での指導が適当と判断される家庭、及び児童虐待により児童相談所が一時保護もしくは施設措置等をした児童が家庭復帰した後の家庭等への支援を行います。	102	子ども家庭支援センター	0件 ※緊急性がある場合は、受理をして対応している。 (平成30年12月末現在)		0件 ※緊急性がある場合は、受理をして対応している。 (平成30年12月末現在)	②維持・推進	平成30年度と同様に実施		
			4		要保護児童対策地域協議会の運営	子ども家庭支援センターを中心に、児童相談所及び民生委員、保育園、幼稚園、学校、児童館(子どもセンター)を始め、小児科医・産科医・助産師・薬剤師・歯科医師等、区内の関係機関、関係団体との連携を一層推進し、情報を共有しながら児童虐待の未然防止、養育家庭への適切な支援を行います。	103	子ども家庭支援センター	①代表者会議 1回 ②実務者会議 2回 ③個別ケース会議 延64件 ④居所不明児童対策会議2回 ⑤母子保健連絡会 3回 ⑥児童相談所との連携 12回		①代表者会議 1回 ②実務者会議 1回 ③個別ケース会議 延51件 ④居所不明児童対策会議2回 ⑤母子保健連絡会 2回 ⑥児童相談所との連携 9回 ⑦学齢期要保護児童連絡会 5回 (平成30年12月末現在)	②維持・推進	平成30年度と同様に実施		
	2・学校を窓口とした相談支援体制の強化			1	●	スクールソーシャルワーカーの活用、充実【重点検討項目】	学校・関係機関等と連携して、ケース数の増加や複雑困難化した課題を抱える児童・生徒等の増加に対し、より一層支援を進めるためスクールソーシャルワーカーの更なる活用・充実について検討します。	104	教育総合相談センター	相談実績件数 相談件数174件 〔内訳〕 ・新規相談件数81件 ・継続相談件数93件	◎	平成30年4月より「不登校児童・生徒支援モデルサブファミリーの研究・検証」を進め、スクールソーシャルワーカーの活用や効果的な配置、サブファミリー内の学校との連携、「学校と家庭の連携推進事業」との効果的・効率的な連携についてまとめていく。  12/1現在 相談実績件数 相談件数179件 〔内訳〕 ・新規相談件数 65件 ・継続相談件数114件	①拡充	第三次北区特別支援教育推進計画の中の施策を展開していくと共に、「不登校児童・生徒支援モデルサブファミリーの研究・検証」を進め、スクールソーシャルワーカーを1名増員し、効率的・効果的な活用をしていく予定。	
				2		スクールソーシャルワーカーの活用	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など健全育成上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、学校・家庭・地域等の関係機関とのネットワークを構築してチームとして児童・生徒に支援を行い、課題の解決に努めます。	105	教育総合相談センター	スクールソーシャルワーカー3名を教育相談所に配置し、学校からの要請により派遣している。相談件数として、「不登校」「家庭環境の問題」が多くみられる。相談件数 総数174件		・子どもの貧困の現状や家庭環境、地域の状況を見据え、不登校やいじめなどの様々な課題に対応できるように、関係機関等との連携を進めていく。 ・ガイドライン作成への検討を実施。	②維持・推進	第三次北区特別支援教育推進計画の中の施策を展開していく中で、スクールソーシャルワーカーの活用ガイドラインを作成し、事業の充実を進めていく予定。	
				3		スクールカウンセラーの配置	いじめや不登校等、児童・生徒の心の問題に対応するために、全ての小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、様々な相談内容に適切に対応して、教育相談体制の充実にも努めます。	106	教育総合相談センター	平成29年度より中学校を中心に巡回するスクールカウンセラーを1名増員し、いじめや不登校のみならず学校生活でのカウンセリングを行い、事前の予防対応を充実を図る。  相談件数41,373件(小学校35,321件、中学校6,052件)		・第三次北区特別支援教育推進計画の推進を図る上で、特別な支援が必要な児童・生徒への支援という観点から、活用・充実について検討していく。 ・ガイドライン作成への検討を実施。	②維持・推進	第三次北区特別支援教育推進計画の中の施策を展開していく中で、スクールカウンセラーの活用ガイドラインを作成し、事業の充実を進めていく予定。	

施策大項目	中項目	小項目	No	重点検討項目	事業名	事業内容	所管別No.	所管課	H29年度事業実績	【重点検討項目のみ】 事業内容に対する H29年度の進捗状況の 評価	H30年度 事業予定(実績見込)	H31年度 事業方針	H31年度 事業予定	備考(補足等)	
施策5 孤立しないしくみづくり	2. 学校を窓口とした相談支援体制の強化		4		教育相談所の運営	児童・生徒の学習上・生活上の悩みや、保護者や教員の教育指導に関する問い合わせや相談に応え、児童・生徒の健全育成に資するとともに学校教育相談的な考え方や技法の向上の普及に努めます。	107	教育総合相談センター	教育相談所において教育相談を実施、教育相談員7名、スクールカウンセラー1名の非常勤職員で対応。 相談者数1,729件	/	平成30年4月より組織改正を行い、「教育総合相談センター」を設置し、教育相談所としての機能を教育相談担当とした。新たに不登校相談担当スクールカウンセラーを配置し、教育の総合相談窓口として相談支援を進めている。	②維持・推進	第三次北区特別支援教育推進計画の中の施策を展開していく。		
			5		子どもと家庭の支援員 (学校と家庭の連携推進事業)	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、学校長の指揮監督の下、主に登校時の家庭訪問による児童・生徒及びその保護者への相談・助言を行います。	108	教育総合相談センター	38校実施 (小学校26、中学校12)	/	・41校で実施。 (小学校29、中学校12) ・事業の活用について検討する	②維持・推進	・44校で実施予定 (小学校32、中学校12)		
			6		学校支援ボランティア活動推進事業	小・中学校にスクールコーディネーターを配置し、学校のニーズに合わせて、ボランティアの希望を配慮しながら適任者を学校に紹介して、学校支援ボランティアの活動を推進します。	109	生涯学習・学校地域連携課	2回の全体会、5回の役員会、2回の研修会、地区別交流会、広報誌の発行を実施	/	2回の全体会、5回の役員会、2回の研修会、地区別交流会、広報誌の発行を実施	②維持・推進	H30年度と同様の事業を実施する		
	3. 支援につながるしくみづくり	携関係強化 (1) 関係教育更なる福祉の連携		1	●	教育と福祉の関係機関の更なる連携強化の推進 【重点検討項目】	教育と福祉の関係機関の更なる連携強化を図るため、子どもと家庭の支援に関わる関係機関等が定期的な意見交換や事例検討ができる連絡会の設置など、関係機関同士の顔の見える関係やネットワークづくりを推進します。	110	子ども未来課 及び関係課	北区子どもの貧困対策庁内連携推進連絡会議要綱を制定し、H30.1.11に、第1回連絡会議を開催。	○	2回(H30年7月26日、H31年1月24日)連絡会議を開催。	②維持・推進	H30年度と同程度の内容で2回(H31年7月頃、H32年1月頃)実施予定。	
				1	●	児童扶養手当等申請窓口への相談コーナーの設置 【重点検討項目】	特に困難を抱えるひとり親家庭の保護者等が気軽に相談できる環境を整え、必要な支援に確実につなぐワンストップ機能の強化を図るため、平成29年度中に児童扶養手当等申請窓口へ相談コーナーを設置します。	111	子ども未来課	H29.9.1から、保育入園相談係・子育て給付係の間に位置する、第一庁舎2階に、ひとり親家庭等専門の相談窓口を開設(そらまめ相談室)。国家資格キャリアコンサルタントを有する常任相談員に加え、弁護士による法律相談、ファイナンシャルプランナーによる家計相談を実施。 (相談件数) ・面接相談 155件 ・電話相談 70件 ・家計相談 25件 ・法律相談 14件	◎	H29年度と同程度の内容で事業実施に加えて、交流会・講習会後に年間8回土曜日の出張相談を開始。また、メールでの継続相談を開始。 (相談件数 H30.11月現在) ・面接相談 141件 ・電話相談 93件 ・家計相談 26件 ・法律相談 14件	①拡充	平成31年度から、土曜日の出張相談(年8回)に加え、日曜日にも出張相談(年4回)を実施することにより、月1回(年12回)土曜日もしくは日曜日の出張相談室を開設予定。	
				1	●	ひとり親家庭等に向けた支援のパンフレット作成などのわかりやすい情報発信 【重点検討項目】	支援を必要としている子どもと家庭が、必要な情報を容易に得られ適切な支援へと確実につながるよう、ひとり親家庭等に向けた支援のパンフレット作成などわかりやすい情報発信に努め、窓口や支援への誘導強化を図ります。	112	子ども未来課	ひとり親家庭への支援制度をまとめたA5サイズのパンフレットを作成。また、相談室開設にあたり、事業周知としてA3サイズのポスター・A4サイズのチラシを作成。ポスターは児童館・保育園等の区有施設や、手続窓口に掲示し、チラシは当事者(児童育成手当受給者)宛に郵送した。	◎	(パンフレット発行数) 3,000部/年  (チラシ配付) H30.7月にチラシを当事者(児童育成手当受給者)宛に郵送。区内子ども食堂一覧表(区補助金申請団体を掲載)も同封した。	②維持・推進	継続実施	
				2		子育て応援サイト「きたハピ」	北区の子育てに関する情報を集約した子育て応援サイト「きたハピ」で、様々な子育て情報を発信します。また、子育てアプリを導入し、利便性の向上を図ります。	113	子ども未来課	平成29年9月に「きたハピモバイル」をアプリ化した。	/	—	②維持・推進	維持・推進	

施策大項目	中項目	小項目	No	重点検討項目	事業名	事業内容	所管別No.	所管課	H29年度事業実績	【重点検討項目のみ】 事業内容に対する H29年度の進捗状況の 評価	H30年度 事業予定(実績見込)	H31年度 事業方針	H31年度 事業予定	備考(補足等)		
施策5 孤立しないしくみづくり	3・支援につながるしくみづくり	に(3)による窓口や支援への情報誘導の強化	3		子育てガイドブック、子育てマップの発行	北区の子育て支援事業を紹介する子育てガイドブック、及び主に乳幼児親子が過ごしやすい場所を案内する子育てマップを作成し、母子健康手帳配付時等に配布します。	114	子ども未来課	子育てガイドブック発行数 8,000部/年 子育てマップ発行数 8,000部/年		子育てガイドブック発行数 8,000部/年 ※子育てマップは子育てガイドブックに掲載を統合した。	②維持・推進	維持・推進			
			4		子育て支援情報配信メール(「安全・安心」快適メール)	子育て家庭を対象に、子どもに関する講座や子育て支援情報等について、区のホームページを通じて登録した希望者にメール配信します。	115	子ども未来課	(H30年3月10日現在) 登録者数2,554人		—	②維持・推進	維持・推進			
		1	め(4)支援のスキルアップ	●	子どもの貧困問題の理解促進のための教職員研修の実施【再掲】 【重点検討項目】	日頃から子どもと接する教職員、保育士、幼稚園教諭、児童館、学童クラブのスタッフ等が、子どもの貧困問題についての理解を深め、子どものサインを見逃さず、適切な支援や対応につながるスキルを高めるための研修を平成29年度から実施します。	116	教育指導課		※[48]に集約						
				●			117	子ども未来課		※[48]に集約						
	4・情報共有のあり方の検討	/	/	1	●	関係機関による情報共有のあり方の検討【重点検討項目】	関係機関の連携を強化し、切れ目ない支援を展開するための関係者間における個人情報の共有のあり方について検討します。	118	子ども未来課及び関係各課	ひとり親家庭等相談室(そらまめ相談室)からの庁内外への連携を想定し、「相談受付シート」を作成。運用ルールについて、関係各課に周知した。	○	H29年度と同程度の内容で事業実施。	②維持・推進	継続実施		
				その他(専門相談)	1		区民相談室(法律相談等)	日常生活で生じた法律問題や困りごとなどをもつ区民を対象に、相談内容に応じて弁護士・司法書士等が相談に対応します。	119	広報課	相談件数 5,174/年(うち法律相談1,771件、一般生活・青少年相談25件)		H30年4月から相談回数変更 ○一般生活・青少年相談 毎月2回(第1・3火曜)→毎月1回(第1火曜) ○外国人相談 毎週2回(火曜・木曜)→毎週1回(火曜)	②維持・推進	相談回数の実績等を考慮し、相談回数の変更について検討する	
					2		こころと生き方・DV相談	DV相談(配偶者等からの暴力)、夫婦・親子関係、職場等での人間関係など、生きていく上での様々な問題に関する相談に対応します。	120	男女いきいき推進課	相談件数 673件		H29年度と同様に実施の予定	②維持・推進	H30年度と同様に実施の予定	
		3			女性のための法律相談	離婚や相続、セクシャルハラスメントなど、身の回りで起こる様々な問題に対して、女性弁護士が相談に対応します。	121	男女いきいき推進課	相談件数 60件		H29年度と同様に実施の予定	②維持・推進	H30年度と同様に実施の予定			
		1・保護者の就労支援の推進	(生活困窮世帯の保護者への就労支援)	1	●	生活困窮世帯の保護者への自立支援の推進【重点検討項目】	経済的に困難な状況にある家庭の保護者に対し、就業による自立に向けた包括的な支援を推進します。	122	生活福祉課	就労支援者数 172件(うち就労決定100件) 就労準備支援 14件	○	就労支援者数 200件 就労準備支援 15件	②維持・推進	同内容で実施予定	実績数は、保護者に着目した数値ではなく、くらしとごと相談センターで支援した全体の数。	
				2		北区くらしとごと相談センター(生活困窮者自立支援事業)	生活保護に至る前段階の生活困窮者に対し、包括的な相談支援を行い、就労支援、住居確保給付金、家計相談支援、就労準備支援など自立に向けた支援を行います。	123	生活福祉課	相談延べ件数 2,967件 新規相談受付件数 586件 家計相談 47件 就労支援者数 172件(うち就労決定100件) 住居確保給付金の支給 33件 就労準備支援 14件		相談延べ件数 3,000件 新規相談受付件数 600件 家計相談 30件 就労支援者数 200件 住居確保給付金の支給 45件 就労準備支援 15件	②維持・推進	同内容で実施予定		

施策大項目	中項目	小項目	No	重点 検討 項目	事業名	事業内容	所管 別 No.	所管課	H29年度 事業実績	【重点検討項目のみ】 事業内容に対する H29年度の進捗状況の 評価	H30年度 事業予定(実績見込)	H31年度 事業方針	H31年度 事業予定	備考(補足等)
施策6 保護者への就労、生活支援	1 保護者の就労支援の推進	(ひとり親家庭の保護者への就労支援)	3		就労準備支援事業 (生活困窮者自立支援事業)	平成29年度より、雇用による就業が困難な生活困窮者に対し、就労準備支援プログラムを作成し、「日常生活自立に関する支援」、「社会生活自立に関する支援」、「就労に関する支援」を一貫して行います。	124	生活福祉課	14件/年		15件/年	②維持・推進	同内容で実施予定	
			1	●	ひとり親家庭の保護者への就労支援の充実 【重点検討項目】	母子・父子自立支援員による包括的な相談支援を行うとともに、就業に結びつきやすい資格の取得及び技能の修得の支援などにより生活自立に向けた支援の充実を図ります。	125	生活福祉課	母子自立支援プログラム:0件/年 自立支援教育訓練給付金事業:6件/年 高等職業訓練促進給付金:5件/年 高卒認定試験合格支援事業:0件/年	○	母子自立支援プログラム:1件/年 自立支援教育訓練給付金事業:4件/年 高等職業訓練促進給付金:7件/年 高卒認定試験合格支援事業:1件/年	②維持・推進	同内容で実施予定	
			2		ひとり親家庭に対する相談体制 (母子・父子自立支援員)	ひとり親家庭の母・父の就労支援をはじめ、必要な場合には、母子生活支援施設などの施設入所の案内、健康支援センター、児童相談所などの機関の紹介や当該機関との連携により、生活上の問題の解決と自立に向けて支援を行います。	126	生活福祉課	母子自立支援員3名(正規3名)体制で実施。 相談件数 生活一般:720件/年 児童:389件/年 生活保護:148件/年 その他:242件/年 合計 1,499件		母子自立支援員3名(正規3名)体制で実施。	②維持・推進	同内容で実施予定	
			3		ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の親が、その能力を開発し、適職につくために受講した教育訓練費用の一部を区が給付することによって、ひとり親家庭の自立を支援します。	127	生活福祉課	自立支援教育訓練給付金事業:6件/年		自立支援教育訓練給付金事業:4件/年	②維持・推進	同内容で実施予定	
			4		ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業	ひとり親家庭の親の経済的な自立を促進するため、就業に結びつきやすい資格の取得及び技能の修得を支援し、修業期間中の生活の負担を軽減する目的で給付金を支給します。	128	生活福祉課	高等職業訓練促進給付金:5件/年		高等職業訓練促進給付金:7件/年	②維持・推進	同内容で実施予定	
	1 保護者の就労支援の推進	(ひとり親家庭の保護者への就労支援)	5		ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 【北区社会福祉協議会事業】	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金受給者に対して、養成機関の入学費用や就職準備金を貸し付け、修学を容易にすることにより資格取得を促進し、自立の促進を図ります。(平成28年12月から事業開始)	129	北区社会福祉協議会	実績なし		継続予定	②維持・推進	対象者の範囲が狭いため、利用者が少ない(年間の利用件数が数件)が、他資金等の相談者で該当すると思われる方へ積極的に周知していく。	東京都社会福祉協議会からの受託
			6		ひとり親家庭自立支援プログラム策定	児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の親を対象に、個々に合わせた自立支援プログラム(就労計画書)を策定し、就労支援員が公共職業安定所と連携して就労を支援します。	130	生活福祉課	母子自立支援プログラム:0件/年		母子自立支援プログラム:1件/年	②維持・推進	同内容で実施予定	
			1		被保護者就労支援事業	生活保護受給者からの就労等に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、自立に向けた就労支援を行います。	131	生活福祉課	就労支援コーナー支援者数 191人 委託による就労及び就労準備支援者数 272人		就労支援コーナー支援者数 136人 委託による就労及び就労準備支援者数 182人	②維持・推進	同内容で実施予定	
			2		被保護者自立促進事業	生活保護受給者及び中国残留邦人等に対し、就労支援、社会活動参加支援等の自立支援に要する経費の一部を支給します。	132	生活福祉課	支給件数 170人		支給件数 85人	②維持・推進	同内容で実施予定	

施策大項目	中項目	小項目	No	重点 検討 項目	事業名	事業内容	所 管 別 No.	所管課	H29年度 事業実績	【重点検討項目のみ】 事業内容に対する H29年度の進捗状況の 評価	H30年度 事業予定(実績見込)	H31年度 事業方針	H31年度 事業予定	備考(補足等)
施策6 保護者への就労、生活支援	1 保護者の就労支援の推進	(その他の就労支援)	1		北区ジョブトライ事業【再掲】	正規雇用の機会を失った新規学卒未就職者等の若年者を就職につなげるため、OA研修等の基礎研修、地域企業に就労体験のための紹介予定派遣を行うとともに、派遣終了後の正規雇用へのサポートも行います。	133	産業振興課			※[73]に集約			
			2		中高年者向け就職支援セミナー	就職活動の流れと注意点や求人情報収集の仕方などを解説するセミナーを実施します。	134	産業振興課	セミナー開催1回 参加者数10人		セミナー開催1回(3/18開催予定)	②維持・推進	東京しごと財団との共催を検討。	
			3		女性再就職支援事業	結婚・育児・介護等で離職し再就職を希望する区内女性を対象として、採用意欲の高い区内企業等で働くための技能・技術などの習得機会や職場経験のブランクを埋めるためのインターンシップの機会を提供します。また、女性人材の活用を希望する企業側への女性人材受入・活用支援を実施します。	135	産業振興課	①女性の再就職支援コース インターンシップ受入申込企業25社 事業参加者数38名 インターンシップ実施8件 就職決定者17名 ②介護職就職支援コース 受入申込事業所23所 求人案件数77名分 事業参加者数15名 資格取得者(合格者)数15名 就職決定者数11名		【平成30年11月末現在】 ①女性の再就職支援コース インターンシップ 受入申込企業25社 事業参加者数44名 インターンシップ実施2件 就職決定者9名 ②介護職就職支援コース 受入申込事業所14所 求人案件数71名分 事業参加者数10名 資格取得者(合格者)数10名 就職決定者数2名	②維持・推進	H30年度と同程度の内容で事業実施予定。	
			4		就職フェアin王子	ハローワーク王子等と共同で、区内企業への就職を促すことを目的に、区内企業の魅力を発信し、また就職希望者との交流の場を設けるため就職フェアを実施します。	136	産業振興課	(10/17就職フェアin王子) 参加企業数17社 参加者数49名 (2/28就職フェアin王子) 参加企業数12社 参加者数23名		(10/24開催分・就職フェアin王子) 参加企業数14社 参加者数23名 事前セミナー(面接対策)参加者10名 ※2/21に「シニア就職面接会in王子」を開催予定	②維持・推進	H30年度と同程度の内容で事業実施予定。	
	2 ひとり親家庭への生活支援の充実	/	1	●	ひとり親家庭への生活支援の充実【重点検討項目】	家計と子育ての両方を一人で担い困難を抱えるひとり親家庭に対し、養育費の確保のための相談支援や、生活支援など、精神的負担の軽減も含めた総合的な支援の充実を図ります。平成29年度からは、生活支援のための講習会の実施やひとり親家庭の交流の場の提供を開始します。	137	子ども未来課	ひとり親家庭向けに、ひとり親家庭等相談室(そらまめ相談室)主催で交流会(2回)・研修会(2回)を開催。	○	H29年度と同程度の内容で事業実施予定。(交流会・研修会を年8回開催。)また、H30年度から交流会・講習会後に土曜日の出張相談を開始。	②維持・推進	H30年度と同程度の内容で事業実施。(交流会・研修会を年8回開催。)	
				●			138	及び関係課						
			2		ひとり親家庭休養ホーム事業	ひとり親家庭の親子がそろってレクリエーションを楽しむため、北区指定の日帰り施設(プール・遊園地)の利用料の一部を助成します。	139	生活福祉課	24年度から日帰り施設のみ助成。 日帰り施設:2か所 664人/年		24年度から日帰り施設のみ助成。 日帰り施設:2か所 681人/年	⑤休止・終了	30年度をもって終了	
	3 暮らしを支える給付、貸付制度	(給付制度)	3		母子生活支援施設(浮間ハイマート)	区内在住で、生活上の様々な問題を抱え、子ども(18歳未満の児童)の養育に困窮した母子世帯が入所する児童福祉施設で、生活支援等を通じて自立の促進を支援します。	140	生活福祉課	●(H30年4月1日現在) 入居世帯数9、入居人数25		●(H30年12月1日現在) 入居世帯数10、入居人数27	②維持・推進	同内容で実施予定	
			1		生活保護制度	生活保護受給者に対し、国の定める基準によりその困窮の程度に応じて、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費及び就労自立給付金を支給します。	141	生活福祉課	●(H30年3月現在) 9,520人		●(H30年11月現在) 9,385人	②維持・推進	同内容で実施予定	

施策大項目	中項目	小項目	No	重点 検討 項目	事業名	事業内容	所管 別 No.	所管課	H29年度 事業実績	【重点検討項目のみ】 事業内容に対する H29年度の進捗状況の 評価	H30年度 事業予定(実績見込)	H31年度 事業方針	H31年度 事業予定	備考(補足等)
施策6 保護者への就労、生活支援	3 暮らしを支える給付、貸付制度	(給付制度)	2		児童扶養手当の支給	18歳に達した年度の3月末日までの児童(中度以上の障害を有する場合は20歳未満)を養育するひとり親家庭または父か母が重度の障害を有する家庭に手当を支給します。(国制度)	142	子ども未来課	受給者数:1,816人		(30年度実績は年度末に集計)	②維持・推進	継続実施	
			3		児童育成手当の支給	18歳に達した年度の3月末日までの児童を養育するひとり親家庭又は父か母が重度の障害を有する家庭及び20歳未満の障害児を養育する家庭に手当を支給します。(東京都制度)	143	子ども未来課	育成手当受給児童数:3,320人 障害手当受給児童数:174人(内、併給45人)		(30年度実績は年度末に集計)	②維持・推進	継続実施	
			4		特別児童扶養手当の支給	心身に障害があり、一定の条件に該当する20歳未満(20歳の誕生日前日まで)までの児童を養育している家庭の福祉の増進のための手当を支給します。	144	子ども未来課	受給者数:251人		(30年度実績は年度末に集計)	②維持・推進	継続実施	
			5		児童手当の支給	児童手当は、中学3年生修了前(15歳に達した年度の3月末日)までのお子さんを養育している親等に支給します。	145	子ども未来課	受給者数 21,201人/年		(30年度実績は年度末に集計)	②維持・推進	継続実施	
			6		子ども医療費助成	0歳～中学3年生(15歳に達した年度の3月末日)までの保険適用医療費自己負担分を区が助成します。	146	子ども未来課	受給者数 37,103人/年 高校生等入院医療費支払件数70件		(30年度実績は年度末に集計)	②維持・推進	継続実施	
			7		ひとり親家庭医療費助成	ひとり親又は父か母が障害のある家庭で、18歳に達した年度の3月末日(児童が障害の場合は20歳未満)まで、保険適用医療費自己負担分の全額又は一部を区が助成します。	147	子ども未来課	受給世帯数:1,623世帯		(30年度実績は年度末に集計)	②維持・推進	継続実施	
			(貸付制度)	1		東京都母子及び父子福祉資金貸付	東京都内に、6ヶ月以上(修学・就学支度資金を除く)に居住している母子家庭の母又は父子家庭の父等で、20歳未満の子ども等を扶養している方へ修学、就職、転宅等の各種資金を貸し付けます。	148	生活福祉課	母子福祉資金貸付件数 合計22件/年 (内訳) 技能習得:1件/年 就学支度:7件/年 修学:13件/年 転宅:1件/年 父子福祉資金貸付件数 合計2件/年 (内訳) 修学:2件/年		母子福祉資金貸付件数 合計42件/年 父子福祉資金貸付件数 合計7件/年	②維持・推進	同内容で実施予定
	2			母子福祉応急小口資金貸付	区内に3ヶ月以上居住している母子家庭の方が災害、疾病など応急に必要な資金を貸し付けます。	149	生活福祉課	貸付件数 0件/年		貸付件数 1件/年	④継続検討	現状維持	H22年度以降、貸付実績無	
	3			女性福祉資金貸付	区内に居住している寡婦や未婚の女性の方などが経済的に自立し安定した生活を送るための資金を貸し付けます。	150	生活福祉課	貸付件数 0件/年		貸付件数 1件/年	④継続検討	現状維持	H25年度継続2件以降、貸付実績無	
	3 給付暮らしを支える給付、貸付制度	(貸付制度)	4		生活福祉資金貸付【北区社会福祉協議会事業】	低所得・高齢・障害者世帯の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的に資金の貸付を行います。	151	北区社会福祉協議会	生活福祉資金貸付件数:39件(内訳) 福祉資金:6件 教育支援資金:31件 不動産担保型生活支援資金2件		継続予定	②維持・推進	負債は世帯にとって負担となるため、それ以外の手段を検討し、適切な制度や関係機関に繋ぎつつ、必要最低限の貸付をしていく。また、不動産担保型生活支援資金のニーズが増えているため、来年度は積極的に広報していく。	東京都社会福祉協議会からの受託

施策大項目	中項目	小項目	No	重点 検討 項目	事業名	事業内容	所 管 別 No.	所管課	H29年度 事業実績	【重点検討項目のみ】 事業内容に対する H29年度の進捗状況の 評価	H30年度 事業予定(実績見込)	H31年度 事業方針	H31年度 事業予定	備考(補足等)
施策6 保護者への就労、生活支援	3 暮らしを支える給付、貸付制度	(住宅の支援)	1		区営住宅の供給	住宅に困っている一定所得以下の方のために、低廉な家賃で住宅を供給しています。	152	住宅課	28世帯が入居 (区営住宅の全新規入居者数)		18世帯が入居予定 (区営住宅の全新規入居者数)	②維持・推進	継続予定	
			2		障害者世帯・ひとり親世帯転居費用助成	(ひとり親世帯の内容)区内に1年以上居住しているひとり親世帯が、自己の責任によらない立ち退きを受けて、区内の民間賃貸住宅に転居した場合に、礼金と仲介手数料の合計額について15万円を限度に助成します。	153	住宅課	助成件数 1件/年 (ひとり親世帯)		●(H30年12月末現在) 助成件数 1件/年 (障害者世帯)	②維持・推進	継続予定	
			3		住居確保給付金の支給 (生活困窮者自立支援事業)	離職等により住居を失ったもしくは失う恐れのある方に対し、住居確保と就労支援のため、一定期間の家賃助成を行います。	154	生活福祉課	33件/年		45件/年	②維持・推進	同内容で実施予定	
施策7 地域全体でささえるネットワークの構築	取組み 1 子どもの貧困の地域の理解を深め、協力を呼びかける		1	●	区民向け講演会をはじめとした啓発活動の実施 【重点検討項目】	子どもの貧困について、平成29年度から地域や企業、NPOなどに向けた講演会等の啓発活動を実施するとともに、積極的な情報発信により、幅広く理解と協力を求め、困難を抱える家庭の子どもや保護者を地域全体で見守り、支える機運の醸成と支援に関わる人材の育成を図ります。	155	子ども未来課	H30.1.27に、北とびあ・ドームホールにて、日本の貧困問題の第一人者である、法政大学教授・湯浅誠氏の講演会を開催。(参加者 実績)126名	○	H31.2.23に、北とびあ・ドームホールで、「子ども食堂を始めたきっかけと今後への想い」と題して、子ども食堂の名付け親である近藤博子氏(気まぐれ八百屋だんだん店主)の講演会を開催予定。	②維持・推進	継続実施	
			2	●	北区応援サポーター寄附制度への子どもの貧困対策に関するメニュー設定 【重点検討項目】	北区応援サポーター寄附制度への子どもの未来応援に関する項目の設定を契機として、区民全体に子どもの貧困対策への理解と協力を広く呼びかけ、困難を抱える家庭の子どもや保護者を見守り、支える機運の醸成を図ります。	156	企画課	「子ども*みらい応援」への寄附額:15件、568,750円	○	平成30年度に、寄附金を「子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業」へ150万円充当	②維持・推進	—	
							157	税務課			北区応援サポーター寄附制度のメニューの一つとして「子ども*みらい応援」の寄附を受けつける。	②維持・推進	北区応援サポーター寄附制度のメニューとして「子ども*みらい応援」の寄附受付継続予定	H30年度寄附額8件246,750円
							158	子ども未来課			—	④継続検討	—	
1	●	NPOやボランティア団体等の活動助成など支援のあり方の検討 【再掲】 【重点検討項目】	地域やNPO、ボランティア団体等が主体的に取り組む子どもの学習支援や子ども食堂を含む居場所づくりの活動助成など支援のあり方を検討し、困難を抱える子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりの推進を図ります。	159	子ども未来課			※[68]に集約						
2		協働による地域づくりの推進 (地域づくり応援団事業)	非営利で自主的、自発的に行われる公共的活動を行う団体が主体的に行う北区のまちづくりのための事業に対して必要な経費を助成します。	160	地域振興課	地域づくり応援団事業 20万円上限8事業助成 50万円上限1事業助成  【上記9事業のうち、子育て支援関連事業は5事業】 ・子ども食堂 ・学習支援・居場所づくり ・食育事業 ・重度心身障害児支援 ・障害者スポーツ体験(小学生対象)		地域づくり応援団事業 20万円上限7事業助成 50万円上限2事業助成  【上記9事業のうち、子育て支援関連事業は3事業】 ・食育事業 ・子どものアート遊びの提供 ・重度心身障害児支援	②維持・推進	地域づくり応援団事業 引き続き事業募集				



施策大項目	中項目	小項目	No	重点検討項目	事業名	事業内容	所管別No.	所管課	H29年度事業実績	【重点検討項目のみ】 事業内容に対する H29年度の進捗状況の 評価	H30年度 事業予定(実績見込)	H31年度 事業方針	H31年度 事業予定	備考(補足等)
施策7 地域全体でささえるネットワークの構築	2 支援し、多様な主体の活動を 広げる取組み		3		政策提案協働事業	NPO、ボランティア団体等の先駆性、創造性、専門性及び柔軟性を活かした事業の提案を募集し、提案された事業を、提案した団体の主体的な関わりの下で区との協働によるまちづくり事業を進め、多様で豊かな地域社会を実現することを目的としています。	161	地域振興課	政策提案協働事業 平成29年度新規事業2事業 継続事業1事業  【上記の3事業のうち、子育て支援関連事業は2事業】 ・子育てメッセ ・子育てママ就労支援(子連れワーク)		政策提案協働事業 2事業助成  【上記2事業のうち、子育て支援関連事業は2事業】 ・プログラミング教育啓発事業 ・子どもの多様な育ちを支える地域連携事業	②維持・推進	政策提案協働事業 5事業助成(新規3事業) 【5事業のうち、子育て支援関連事業は4事業】 ・外遊び×未来の人育てプロジェクト ・子育てメッセ ・プログラミング教育啓発事業 ・子どもの多様な育ちを支える地域連携事業	
			1	●	地域ネットワークづくり等の役割を担うコーディネーターの配置 【重点検討項目】	子どもの貧困に関する地域の現状把握や、地域ネットワークの構築、居場所づくりの立ち上げ支援、支援者同士のマッチング、子どもの居場所への誘導などを推進するコーディネーターの配置について検討します。	162	子ども未来課	子ども食堂や地域の学習支援等の貧困施策と対象者を「つながり」役割の職員が必要ではあるが、SSWとの業務の住み分けなどに課題があるため、継続検討とした。	▲	29年度に引き続き検討を重ね、31年度から「子ども食堂ネットワーク構築支援事業」を開始する予定。	①拡充	「子ども食堂ネットワーク構築支援事業」(区社会福祉協議会へ委託予定) 子ども食堂の安全で安定的な運営や団体間の情報交換等を支援するためコーディネーターを配置し、子どもの居場所の拡充を図る。	
			2		子どもの貧困・孤立防止対策ネットワーク事業 【北区社会福祉協議会事業】	学習支援や子ども食堂、居場所づくりといった子どもたちの支援を行う団体等のつながりの強化や、必要に応じてグループの立ち上げ支援を行い、地域の方で子どもたちへの支援活動を展開することで、子ども支援の輪を北区全体に広げていくことを目指します。	163	北区社会福祉協議会	合同研修会+情報交換会:2回61名 子ども食堂ネットワークの設立。ネットワーク会議:2回47名		(H30年12月現在) ネットワーク準備委員会:4回 ネットワーク立ち上げ中間報告会:1回 子ども食堂ネットワーク:5回 子ども食堂フェスティバル:1回 子ども食堂保健衛生講座:1回	②維持・推進	情報交換会の他にネットワーク準備委員会を通して、5/27に北区子どもの貧困・孤立防止対策ネットワーク立ち上げを予定	

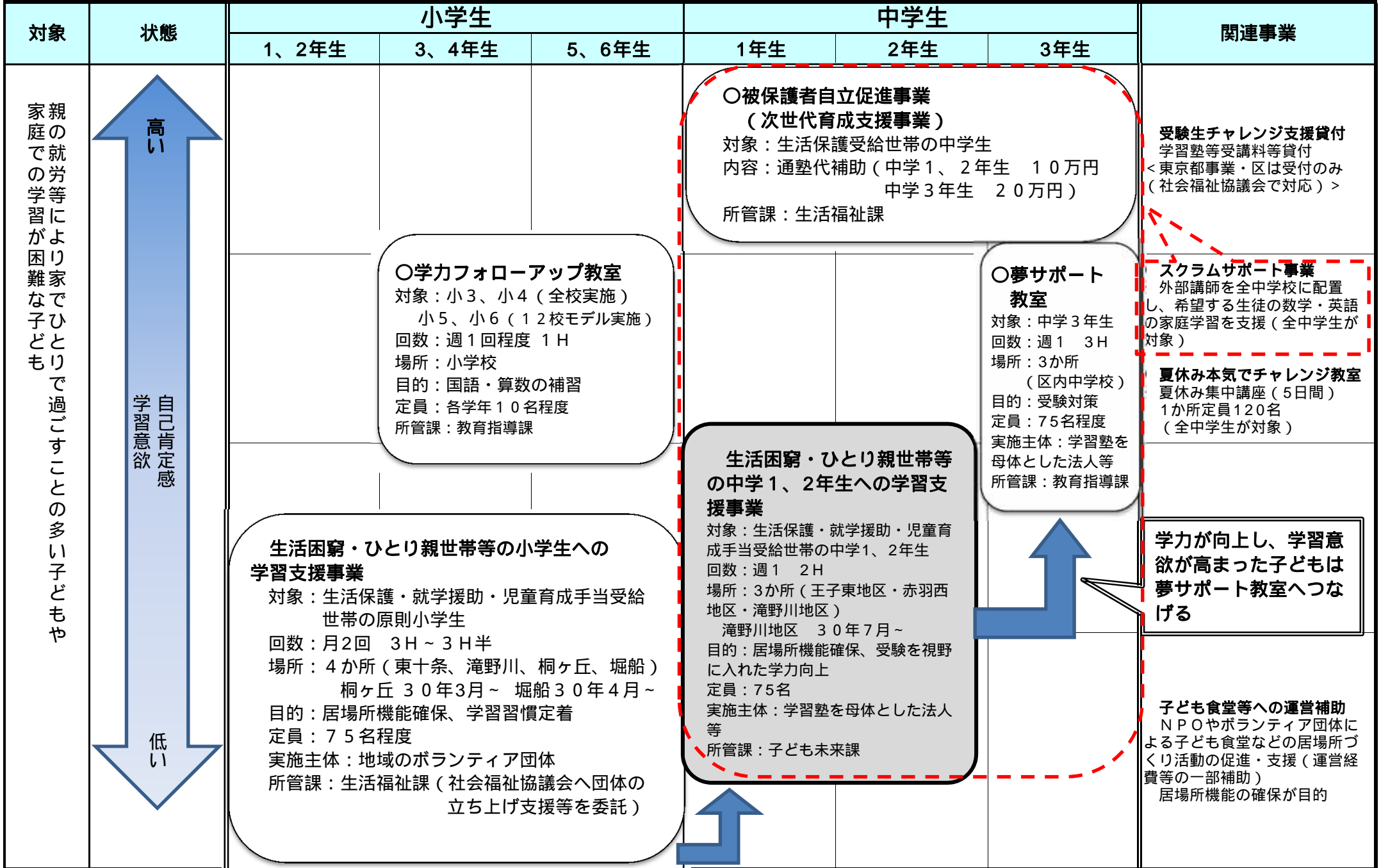
## 北区における子どもの貧困に関する指標の推移

No	対象時期	指標名	対象者	区の現状		
				平成29年度	平成28年度	平成27年度（北区子どもの未来応援プランでの現状値）
1	妊娠・出産期	妊娠届出後の妊婦への面接を実施する割合	妊婦	59.55%	60.96%	今後集計予定
2	乳幼児期	歯科検診でむし歯ありの判定を受けた子どもの割合	区内3歳児	7.6%	9.4%	10.1%
3		歯科検診で未処置のむし歯がある子どもの割合	区内3歳児	6.2%	7.5%	9.4%
4	小学生	歯科検診でむし歯ありの判定を受けた子どもの割合	区立小学1年生	31.41%	33.98%	35.69%
5		歯科検診で未処置のむし歯がある子どもの割合	区立小学1年生	15.98%	17.62%	16.13%
6	小・中学生	子どもの朝ごはん摂取率	区立小学2、4、6年生、中学2年生	・小2：男95.9% 女94.8% ・小4：男88.8% 女92.7% ・小6：男85.3% 女88.7% ・中2：男85.5% 女82.8%	・小2：男93.8% 女93.2% ・小4：男90.1% 女91.9% ・小6：男87.1% 女88.7% ・中2：男82.8% 女82.7%	・小2：男95.1% 女95.8% ・小4：男89.5% 女92.5% ・小6：男87.3% 女89.1% ・中2：男81.5% 女80.9%
7		「自分には良いところがある」の質問で肯定的に答える子どもの割合	区立小学6年生、中学3年生	・小6：75.6% ・中3：70.4%	・小6：72.5% ・中3：68.4%	・小6：73.6% ・中3：62.9%
8		「全国学力・学習状況調査」の児童・生徒の平均正答率	区立小学6年生、中学3年生	小6 国語A 75% 国語B 57% 算数A 79% 算数B 47% 中3 国語A 77% 国語B 73% 数学A 66% 数学B 49%	小6 国語A 72.2% 国語B 57.3% 算数A 77.9% 算数B 48.1% 中3 国語A 75.4% 国語B 66.1% 数学A 61.1% 数学B 44.3%	小6 国語A 72.1% 国語B 66.2% 算数A 76.6% 算数B 47.6% 中3 国語A 75.4% 国語B 65.0% 数学A 65.6% 数学B 42.1%
9		「北区基礎・基本の定着度調査」の児童・生徒の達成率 達成率 = 正答率 / 目標値 × 100	区立小学2、4、6年、中学2年生	( ~ は各教科観点別 )  小2 【国語】 107.5% 108.3% 107.2% 108.0% 106.6% 【算数】 106.1% 104.8% 105.5% 103.4%  小4 【国語】 107.5% 105.6% 109.6% 118.5% 111.1% 【算数】 115.3% 123.3% 110.2% 110.9% 【理科】 103.5% 105.0% 102.6% 103.6%  小6 【国語】 104.7% 112.8% 97.0% 110.5% 107.9% 【社会】 101.2% 101.1% 101.0% 99.9% 【算数】 100.3% 99.1% 98.9% 100.0% 【理科】 99.6% 100.5% 95.8% 97.7%  中2 【国語】 101.2% 103.8% 103.3% 113.4% 106.2% 【社会】 94.5% 91.9% 93.9% 90.4% 【数学】 104.1% 104.1% 104.5% 103.8% 【理科】 88.1% 89.2% 94.8% 91.4% 【英語】 108.5% 107.1% 103.3% 103.5%	( ~ は各教科観点別 )  小2 【国語】 107.6% 109.2% 106.6% 107.0% 106.1% 【算数】 106.9% 102.1% 103.4% 105.1%  小4 【国語】 105.3% 109.1% 101.1% 106.8% 98.9% 【算数】 103.9% 106.2% 103.8% 103.5% 【理科】 97.5% 99.0% 99.5% 101.5%  小6 【国語】 105.9% 108.9% 102.2% 111.4% 103.7% 【社会】 109.3% 109.9% 113.1% 101.2% 【算数】 88.5% 96.0% 97.9% 98.6% 【理科】 96.1% 95.4% 93.8% 98.9%  中2 【国語】 109.1% 108.8% 110.3% 114.5% 106.2% 【社会】 101.9% 100.6% 101.6% 98.2% 【数学】 109.8% 107.6% 107.5% 104.2% 【理科】 84.3% 91.8% 71.6% 86.7% 【英語】 107.4% 111.9% 109.0% 104.3%	( ~ は各教科観点別 )  小2 【国語】 110.0% 104.6% 104.0% 103.9% 110.6% 【算数】 107.1% 106.6% 106.7% 104.3%  小4 【国語】 93.9% 101.9% 82.5% 97.6% 96.1% 【算数】 96.7% 98.3% 101.2% 101.2% 【理科】 104.0% 100.6% 89.3% 95.6%  小6 【国語】 101.6% 103.5% 99.5% 109.5% 105.5% 【社会】 104.5% 104.5% 101.9% 100.5% 【算数】 96.7% 101.0% 101.0% 100.7% 【理科】 107.1% 105.1% 100.3% 102.2%  中2 【国語】 103.7% 102.5% 104.4% 98.5% 97.2% 【社会】 101.0% 101.0% 85.3% 89.6% 【数学】 97.3% 97.8% 97.5% 95.1% 【理科】 84.3% 87.1% 86.0% 86.9% 【英語】 98.8% 97.1% 98.8% 91.1%
10		学校外学習時間が1時間未満の児童・生徒の割合	区立小学6年生、中学3年生	・小6：33.8% ・中3：30.4%	・小6：38.7% ・中3：38.6%	・小6：35.7% ・中3：34.1%
11		小学校・中学校の不登校者数（率）	区立小・中学校の児童・生徒	小学校：74人（0.61%） 中学校：191人（4.24%）	小学校：70人（0.59%） 中学校：182人（3.99%）	小学校：54人（0.46%） 中学校：153人（3.32%）
12	中学生	区立中学校の高校進学率	区立中学3年生	高校進学率 98.3% ・全日制 89.1% ・定時制 3.6% ・通信制 3.5% ・特別支援 1.6% ・高等専門 0.5%	高校進学率 99.0% ・全日制 88.6% ・定時制 4.5% ・通信制 3.6% ・特別支援 1.9% ・高等専門 0.4%	高校進学率 99.5% ・全日制 90.0% ・定時制 4.2% ・通信制 3.0% ・特別支援 1.5% ・高等専門 0.8%
13		生活保護世帯の子どもの高校進学率	生活保護受給世帯の中学3年生	高校進学率 95.7% ・全日制 72.3% ・定時制 8.5% ・通信制 4.3% ・特別支援 10.6%	高校進学率 100.0% ・全日制 64.8% ・定時制 20.4% ・通信制 3.7% ・特別支援 9.3% ・高等専門 1.8%	高校進学率 95.9% ・全日制 52.1% ・定時制 25.0% ・通信制 4.2% ・特別支援 14.6%
14		「将来の夢や目標をもっていますか」の質問で肯定的に答える子どもの割合	区立中学3年生	70.6%	69.7%	67.0%
15	高校生	区内都立高校の中退者数（率）（全日制・定時制）	区内都立高校の生徒	中退者（率） 74人（3.07%） ・全日制 33人（1.90%） ・定時制 41人（6.06%）	中退者（率） 105人（3.98%） ・全日制 42人（2.10%） ・定時制 63人（9.94%）	中退者（率） 70人（2.67%） ・全日制 19人（0.94%） ・定時制 51人（8.43%）
16		区内都立高校の卒業時の進路未決定者数（率）（全日制・定時制）	区内都立高校の生徒	・進路未決定 95人（12.33%） ・一時的な仕事に就く 14人（1.81%）	・進路未決定 79人（10.19%） ・一時的な仕事に就く 28人（3.61%）	・進路未決定 61人（7.73%） ・一時的な仕事に就く 40人（5.07%）
17	ひとり親家庭	ひとり親家庭に対する就労支援事業による就業率及び正規雇用率	ひとり親家庭	・就業率 100% ・正規雇用率 38.9%	H29年度から集計	今後集計予定

学習支援イメージ図（平成31年度）

対象	状態	小学生			中学生			関連事業
		1、2年生	3、4年生	5、6年生	1年生	2年生	3年生	
親の就労等により家でひとりで過ごすことの多い子どもや 家庭での学習が困難な子ども	高い ↓ 学習意欲 ↓ 自己肯定感 ↓ 低い	<p>○学力フォローアップ教室                      対象：小3、小4（全校実施）                      小5、小6（24校実施）                      回数：週1回程度 1H                      場所：小学校                      目的：国語・算数の補習                      定員：各学年10名程度                      所管課：教育指導課</p>			<p>○被保護者自立促進事業                      （次世代育成支援事業）                      対象：生活保護受給世帯の中学生                      内容：通塾代補助（中学1、2年生 10万円                      中学3年生 20万円）                      所管課：生活福祉課</p>			<p>受験生チャレンジ支援貸付                      学習塾等受講料等貸付                      &lt;東京都事業・区は受付のみ                      （社会福祉協議会で対応）&gt;</p>
		<p>○スクラムサポート事業                      対象：北区立中学に通う中学生                      内容：外部講師を全中学校に週3回（理科のみ月2回）                      配置し、希望する生徒の数学・英語・理科の家庭学習を                      支援                      場所：区内各中学校（理科のみ3校のモデル実施）                      目的：学力の定着・向上                      定員：20名前後（希望する生徒を全員受入）                      所管課：教育指導課</p>			<p>夏休み本気でチャレンジ教室                      夏休み集中講座（5日間）                      1か所定員120名                      （全中学生が対象）</p>			
		<p>生活困窮・ひとり親世帯等の小学生への                      学習支援事業                      対象：生活保護・就学援助・児童育成手当受給                      世帯の原則小学生                      回数：月2回 3H～3H半                      場所：5か所（東十条、滝野川、桐ヶ丘、堀船、王子）                      2か所増設して7か所で実施予定                      目的：居場所機能確保、学習習慣定着                      定員：75名程度（増設に伴い定員増予定）                      実施主体：地域のボランティア団体                      所管課：生活福祉課（社会福祉協議会へ団体の                      立ち上げ支援等を委託）</p>			<p>生活困窮・ひとり親世帯等の中学生への学習                      支援事業                      対象：生活保護・就学援助・児童育成手当受給世帯                      の中学生                      回数：週1回 2H 場所：5か所                      （王子・赤羽・滝野川地区の区有施設、                      新規会場：赤羽・滝野川地区の区有施設）                      目的：居場所機能確保、                      受験を視野に入れた学力向上                      定員：180名                      実施主体：学習塾を母体とした法人等                      所管課：子ども未来課</p>			<p>冬休み本気でチャレンジ教室                      冬休み集中講座（5日間）                      1か所定員60名（受験対策のため                      中学3年生が対象）</p>
						<p>子ども食堂等への運営補助                      NPOやボランティア団体による                      子ども食堂などの居場所づくり                      活動の促進・支援（運営経費等                      の一部補助）                      居場所機能の確保が目的</p>		

# 学習支援イメージ図（平成30年度）



平成31年度北区放課後子ども総合プランの実施等について

1 要 旨

平成31年度放課後子ども総合プラン新規実施校5校と再委託期間終了に伴う再公募2校の委託候補事業者の決定、保険料の無償化、連携型の放課後子ども総合プランの実施校について報告する。

2 委託予定事業者の概要

学校名	王子赤羽	としま若葉	袋	桐ヶ丘郷豊川	滝野川第二
名 称	株式会社 こどもの森	株式会社 日本デイケア センター	株式会社 日本保育 サービス	社会福祉法人 東京聖労院	株式会社 明日葉
所在地	国分寺市光町 2-5-1	千代田区 神田猿楽町 2-2-3 NSビル4F	名古屋市 東区葵 3-15-31 千種ニュータウ ンビル17F	清瀬市中里 5-91-2	港区芝 4-13-3 PMO 田町東10F
区内 その他 施設数	プラン3校、 子どもセンタ ー1箇所	児童館2館、 学童4箇所	プラン5校、 児童館1館、 学童2箇所	プラン5校、 子どもセンタ ー1箇所	プラン1校、 子どもセンタ ー1箇所、 学童2箇所

アンダーラインは再公募校

上記表中の“プラン”は「放課後子ども総合プラン」

### 3 保護者負担について

年間保険料として徴収している500円を平成31年度から無償化する予定。

### 4 連携型の放課後子ども総合プランの実施校について

参考資料の通り、学校敷地内に全ての学童クラブ室を確保することが難しい学校においては、学校内の放課後子ども教室と学校外の学童クラブとを連携した放課後子ども総合プランを実施する。

### 5 経過等

平成30年	7月26日	審査委員会（公募要項等の決定）
	8月10日	公募説明会、施設見学会
	8月31日	応募書類提出締切
	9月上旬～	一次審査（書類審査）
	10月中旬	
	10月下旬～	二次審査（現地視察）
	11月上旬	
	11月28日	審査委員会（最終審査）
		プレゼンテーション審査、事業者の決定

### 6 今後の予定

平成31年	1月～	委託事業者と実施内容について協議、
	3月	再公募校学童クラブ運営引き継ぎ、新規校準備等
	4月～	事業開始（再公募校等）、保険料無償化開始
	5月～	新規校児童（放課後子ども教室）受け入れ開始

## 【参考資料】

### (1) としま若葉小学校

放課後子ども総合プランを新規開設する。校内の放課後子ども教室及びなかよしクラブと近隣にある風の子クラブとの連携型を実施する。



### (2) 滝野川第四小学校

東田端地域振興室内に滝四もみじクラブ第二を新設する。校内の放課後子ども教室及び滝四もみじクラブ第一との連携型を実施する。



### (3) 赤羽台西小学校

旧赤羽西五丁目児童館内に赤羽台西小クラブ第二を新設する。校内の放課後子ども教室及び赤羽台西小クラブ第一との連携型を実施する。



(4) 王子小学校

放課後子ども総合プランを新規開設する。校内の放課後子ども教室、王子っ子クラブ第一・第二・第三と王子東児童館内にある王子東育成室との連携型を実施する。



放課後子ども教室  
王子っ子クラブ第一  
王子っ子クラブ第二  
王子っ子クラブ第三

(5) 東十条小学校

住所に応じて王子五丁目UR団地内にある第一・第二さくらクラブに児童を割り振ることに伴い、校内の放課後子ども教室及び東十条こどもクラブ第一・第二との連携型を実施する。



放課後子ども教室  
東十条こどもクラブ第一  
東十条こどもクラブ第二

第一さくらクラブ  
第二さくらクラブ



放課後棟建築工事遅延による放課後子ども総合プラン  
(学童クラブ・放課後子ども教室)の対策について

1 要 旨

平成 31 年 4 月に向けて、放課後子ども総合プランの推進及び学童クラブの待機児童解消等のため、建築中の放課後棟(リース契約により使用)において、当初想定できなかった、地中障害物の処理及び建築確認手続等に時間を要し、平成 31 年 4 月からの使用ができないため、下記のとおり対策を行う。

また、そのための関連条例等の改正を行う。

2 内 容

(1) 赤羽小学校(赤羽こどもクラブ第一・第二・第三、放課後子ども室)  
学童クラブ

ア：対策

現在の、赤羽こどもクラブ及び赤羽育成室を引き続き使用するとともに、赤羽小学校内の一教室を活用して、3クラブで運営する。

イ：対策期間

平成 31 年 4 月 1 日～4月中旬

(4月中旬以降、増築した放課後棟にて運営する)

放課後子ども教室

当初から、5月以降の新規開設予定のため影響なし。

(5月以降増築した放課後棟にて開設)

(2) 袋小学校(赤北ひばりクラブ第一・第二・第三、放課後子ども教室)  
学童クラブ

ア：対策

現在の、袋育成室及び赤北ひばりクラブを引き続き使用するとともに、袋小学校の一教室を活用して、3クラブで運営する。

イ：対策期間

平成 31 年 4 月 1 日～5月下旬

(5月下旬以降、増築した放課後棟にて運営する)

## 放課後子ども教室

当初開設予定の5月初旬から、増築した放課後棟において5月下旬以降に時期を変更し開設する。

- (3) 浮間小学校（浮間桜草クラブ第一・第二・第三・第四、放課後子ども教室）

\* 工事に若干の遅れはあるもの、当初の予定通り、平成31年4月より開設予定。

- (4) その他

上記のとおり対応するため、「東京都北区学童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）」を提案

## 3 今後の予定

平成31年2月～	保護者、地域などへの説明
4月	放課後棟にて運営開始 （浮間放課後子ども総合プラン）
4月中旬	放課後棟にて運営開始 （赤羽放課後子ども総合プラン）
5月下旬	放課後棟にて運営開始 （袋放課後子ども総合プラン）